聖約全書使徒行傳

一　聖醫師テオフィロよ我すでに教者を作てルカイエスの始て行へるところ數へ
二　し所を錄し　其殺たる使徒等に聖靈に託ておぜしのち昇られし時にまで
三　至れり　又彼へ苦難を受し後みづからの活るを數日の間しるしを以て己の
四　事を現し四十日の間しるしを以て己の活るを數日の間しるしを以て己の
五　に集り給て命じけるへ耶路サレムを離さずして我に聞る所の父の約束
六　し給ひし事を待べし　ヨハネは水を以てバプテスマを施たれども聖靈
七　へ久からずして聖靈によりバプテスマを受べけれども　彼れ集りに
八　問けるへ主よ爾いまこれをイスラエルに復まんと爲か　彼等に曰けるへ父
九　の其權にて定たまへる時または期の時を知べき所にあらず　然れども聖靈な
十　んぢらに臨に因て我證者たるを受へしエルサレムユダヤ全國サマリアおよび
地の極にまで我が證人となるべし　彼等を目擊しのち彼等の見る間に昇ら
一　るこれを視て見ざらしめたり　イエスの昇れる時かれら天を仰ぎ視た

十一 りもに白衣を着たる二人の人ありて傍に立ち曰けるは、ガリラヤ人よ、何故に天を仰ぎて立るや、爾等を離れて天に昇られし此イエスは、爾等が天に昇るを見たるが如くかならず○ 其時かれら橄欖と名る山よりエルサレムに歸る、此山はエルサレムに近く約ち安息日に行うる程なり 已に入て

十二 樓に登れり、此に留れる者は、ペテロ、ヤコブ、ヨハネ、アンデレ、ピリポ、トマス、バルトロマイ、マタイ、アルパイの子ヤコブ、ゼロテと云るシモン、ヤコブの兄弟ユダなり 凡この人々は一致なるよびイエスの母マリヤ、

十四 イエスの弟等と倶に心を合せて祈に專念なりき○ 當時ペテロ弟子等の中に立て曰けるは、（人々兄弟よ、聖書がヒダの口によりてイエスを執る者を導けるユダに對て說じめ誦たる此聖書は必ず應ずべかりしも、是かれし我輩と共に列りて此職を授たれば、是人は不義の價をもて地所を買とた所に墮て腹かより裂れ其腸ことごとく出たり 此事エルサレムに住る凡の人に知しかば其地所を方言にてアク

めがマと呼これを訳すれば血の地所なり　諸の預言者に録して彼の家に絶えなれ
其中に人を住居するなかれ彼の職へ他人に得させよと録せり　是故に主イエ
スの教師が中に往来し給たる間　即ヨハネのバプテスマより始われら
を離て昇られし日に至るまで常に我等と倶に在し者の中一人われらと共
に其復活の証人と為べき者　是に於てペトロ立ちて云ふ兄弟の名
ヘロストと云る者とマッテアとの二人を挙て　願いひけるへ衆人の心を
識たまふ主よ願くへ此事ことを彼等の取を得せんが為に此二人のうち
誰を選たまひしか知し給へ　彼にヨハネの職を離て其往べき所に往たり
故て籤を取しにマッテアに當れば彼十一人の使徒等と共に列れり

第二章

ペンテコステの日に至て弟子等みな心を合せて一所にもに　俄
に天より烈風の如き音ありて彼等が座する所の室に充り　又舌の如
き物顕れて彼等各人の上に止る　是に於て彼等へみな聖霊に満され其聖霊の
言しじるに隨ひて異なる諸国の方言を語そめたり　時に敬虔あるユダ

六　ヤ人天下の諸國より來てエルサレムに住れる者ありか　此音おこりしに
因おほくの人々集りけるが各人おのが方言を彼等の語れるを聞て驚あへ
七　りにみな驚き異みつゝ互に曰けるへ視よ此語る者へ凡てガリラヤ人なら
八　ずや　如何して我儕おの〳〵生れし所の方言を彼等より聞か　我儕へパ
九　ルテア人メデア人エラム人およびメソポタミア、ユダヤ、カパドキア、ポント
　　ヤ、アシヤ、フリギヤ、パムフリヤ、エジプト、又クレテに近きリブエの地などに
十　住るおよびローマより來て居しもの或へユダヤ人および其數に入し人　又プ
　　ロセリヤ人なるに彼等が我儕の方言をして神の大なる則を語るを
十一　聞かと　驚るゝあき詞て互に曰けるへ此へ何なる事ぞや　或へ嘲りて此
十二　人々へ甘き葡萄酒に醉たるなりといふ人あり　茲に於てペテロ十
　　一人と倶にたち聲を揚て彼等に對ひ曰けるへユダヤ人および凡てエルサ
十三　レムに住るおゝ願はくは我言を聞て之を知　今へ晝の九時なれば居者の
十四　思料ごとく此人々へ醉る者に非ず　これ即ち預言るヨエルに因て語れる

所なり　時いひ終く末の世に至て我わが靈をもて凡の人に注ん預言の子
女ら預言すべし又なんぢらの少者へ異象をみ老者へ夢を見べし　其とき
我わが靈を我僕なる男女に注ん彼等し亦預言すべし　われ上なる天に奇
跡を現し下なる地に徴驗を示さん血あり火あり煙あるべし　主の大
なる顯赫日の來ん前に日へ暗く月へ血に變ん　凡て主の名を呼籠む者へ
救るべし　イスラエルの人々よ此等の言を聽られナザレのイエスへ神の
の知ごとく時かれに託て奇蹟の中に行し給なる能力と奇跡と徴驗とを以
て神に證し給る所の人なり　兄人へ聽ち嶺の宮も旨と認め知たまふ所
に座て腕さる國者へ無法の手をもて之を誅へ十字架に釘て殺せり　神へ
其死の苦み釋て之を甦らせ給へり蓋へ死に縛れ在べき者ならざれば也
蓋ダビデ彼に就て曰けるへ我わが主に主の右に在を見るつねに我
我動さりざる為なり　是故に我心へ樂み我舌へ喜べり且わが肉體へ望に
居ん　これ聞へ我魂を陰府に捨ておかず又なんぢの聖者を朽腐しめざるが

二八 故なり　聖すたに我に命の路を示す我を聖の前に置て喜に満しめんと
二九 人々兄弟よ我敢て族長ダビデに就て憚る所なく個人に語る是迄ことなり
三十 彼既に死て葬られ其墓へ今日に至るまで我等の中にあり　彼へ預言者
にして神これに誓を立て其血統の中より一人を卵て彼に即しめんと矢た
三一 まへるを知　因て此事を預るが故にキリストの蘇る事につき語て彼へ陰
府に棄かれず亦その肉体も朽果すと目るなり　三二 既に神イエスを甦ら
三三 せ給へり我等へ是の証人なり　是故に彼へ既に神の右に擧られ約束の
聖霊を父より受て今なんぢらが見ところ聞ところのごとく注ぎ給へり　三四 夫ダビデ
は天に昇ることなし然るに彼みづから言主わが主に曰けるは我なんぢの
敵を汝の足臺と身まで我右に坐すべしと　三五 然れ凡てイスラエルの全家よ
聞て確に知　汝等が十字架に釘し此イエスを立て神これを主となしキリストとなし給
三六 しことを確に知　彼等これを聞て其心刺るゝが如し是に於てペテロと他
の使徒等に謂けるへ人々兄弟よ我等へ何わ為べきや　三七 ペテロ彼等に曰け

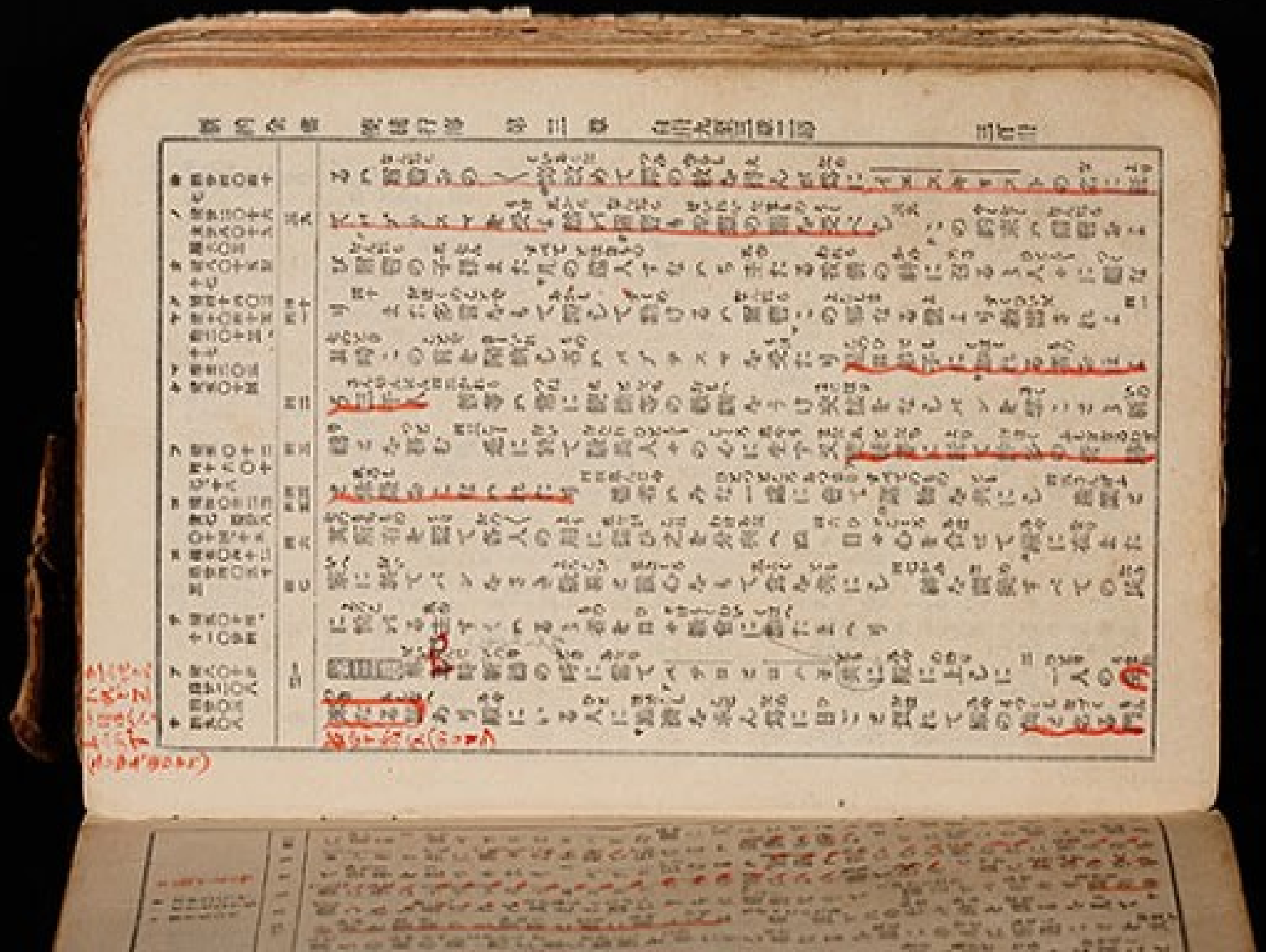

に國る　三　彼ペテロとヨハネの殿に入んとするを見て施濟を求り　四　ペテロ
ヨハネと共に熟視て曰けるは我を視よ　五　かれ得ることあるを思ひ
六　て彼等を見つめたり　六　ペテロ曰けるは金銀は我になし惜われに有しのを
七　汝に與ふナザレのイエスキリストの名によりて起て行け　七　遂に其右の手を
八　執て扶け起したるに其足と踝たちまちに健固なりて　八　躍立つて行めり踊りつゝ
九　神を讃つゝ彼等と倶に殿に入り　九　衆民かれの行み時を讃るを見て
十　驚らの嘆の美門に坐し施濟を求たりしものなるを認この人に所遇ことを大
十一　に驚き奇めり　十一　ゆゑに彼者ペテロとヨハネにすがりて居しに民みな驚こと
十二　甚しくソロモンの廊と名る所に趨集れり　十二　ペテロ之を見て民に答けるは
イスラエルの人々よ何故に此事を奇とするか我等が自己の能と義とを
以人を行しうるが如く何ゆえに我等に目を注るか　十三　夫アブラハムイサクヤコブ
の神わが先祖たちの神へ其僕イエスを　即ち聖者が解しと者ピラトが棄す
ことを記たる時らの前に聖者が拒し所の者を突たまへり　十四　聖者へ義者我る

み消み人を殺しまつる者を己に予られんことを求めかつ生命の主を殺せり神は之を死より甦らせ我等は其證人なり　十六　イエスの名は其名を信ずるに由て

十七　曾すべての人の前に於て此人を全く癒たり　兄弟よ我は知なんぢらは行し事へ由るに由てなり　十八　曾の前に預言者の口をもて豫告せり　然れども神は凡の預言者

の口に託てキリストの苦を受ることを預め告し其苦を如此かなへ給へり　十九　是故に悔改めよくい心を改て罪を拭るまことを爲よ　二十　主の前より

安息日の來り　且あらかじめ選たまひしイエス、キリストを遣れんが爲なり　二十一　時の始より聖預者の口に託て言たまひし萬物の復興まで天へ

必ず其を受るべし　二十二　モーセ我等の先祖たちに告て曰けるは主なる神曾

の神へ曾の兄弟のうちより我に似たる一人の預者を起さん汝曾に告

るところの言を聽べし　二十三　凡て此預者に聽從へざる者は民のうちより取滅さる

二十四　又サムエルより最後かたりし所の預者し皆あらかじめ此日を指て言

二五 り　夫なんぢらは別月名の子孫なり且神の会衆が先祖たちに立たよひし
二六 処の永遠ものなり即ちアブラハムにおてなの名数へ目の数に由て
二七 数へしと日たまへり　神すでにアブラハムを愛なんぢら各人な其幕より引
二八 戻し幕を設させんが為に先なんぢらに教なほせり
一 謀反者等が民を教へ且イエスの事をひき死より復活の事を証するにより
二 祭司祭司およびサドクの人にあ心を留し其民に聞れるとき突然き
三 たりて　彼等これを聞ふ時すでに驚ければ明日まで黙に居おりけり　然ど
四 其頃なほも者は多これを信ず其数ほぼ五千人なり　明日有司たち長
五 者等及び祭司の長アンナ並カヤパヨハネアレキサンドルと祭司の長
六 の凡の族エルサレムに集り　使徒等を其中に立て問けるは国神の聞
七 また何の名に由て之を行ひしや　其時ペテロ聖霊に満され彼等に曰ける
八 は民の有司およびイスラエルの長者よ　我讃もし病たる人に行ひし善事
九 につき之を如何して癒しまさ今日問れなば　国者とイスラエルの民もみ
十

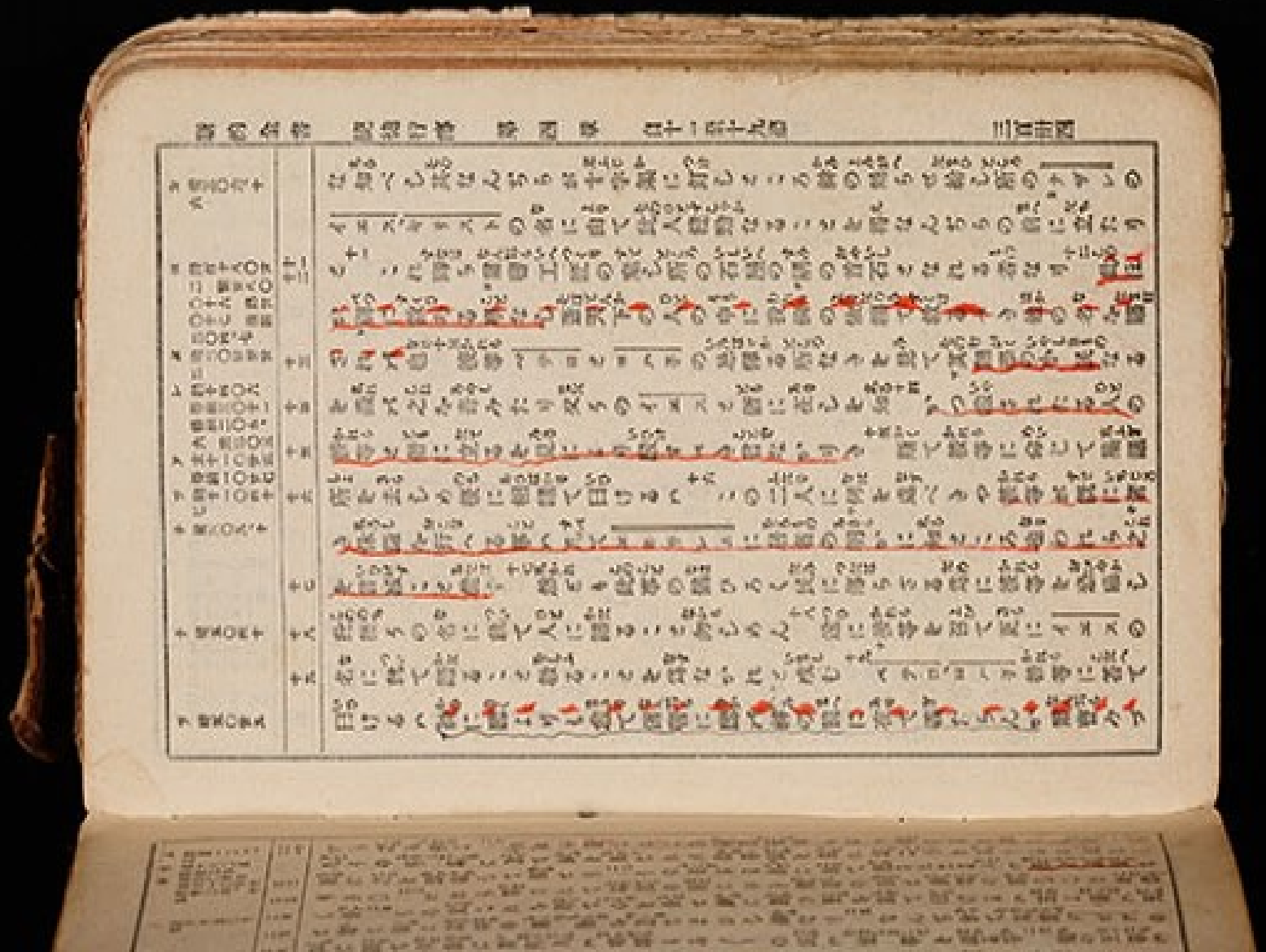

二十　かゝる之を聞よ　われら默しうこの人も所のものに告るなれば人
二十一　人らの所為に因て縛を受たれば故者民を見れ此二人を罰するに由なく
二十二　罰に之を恐嚇して釋せり　三　らの奇なる跡に由て癒されたる人の四十餘歳な
二十三　りき○　四　かれら釋されて其友の所にゆき祭司の長と長老の言もこと悉
二十四　く告　らの友これを聞て心を合せ神に對ひ聲を揚て曰けるかな主よ汝は天
二十五　と地と海と其中の萬物を造たまひし神なり　なんぞ自て其僕ダビデの
二十六　口に託て列敬に異邦人へ喧嘩しるくの民へ謀事を謀るや　地の王等へ
二十七　備て群臣と共に集り主および其キリストに逆ふさ云り　られ國にヘロデ
二十八　とポンテオ、ピラトと異邦人および イスラエルの民相共に此城に集り汝の
二十九　聖別たる僕イエスに逆へり　三十　汝の手および汝の旨にて預め定め
三十一　給ひし事を成るなり　三十二　主よ今かれらの恐嚇を見たまへ願くは汝の
三十二　僕に汝の道を語るに大胆を與へ給へ　三十三　汝の名に託て病を癒さしめ給へ
三十四　聖子イエスの名を以て聖なる僕イエスの名に託て病を癒さしめ國の
三十五　民に誘することなく汝の道を語ることを得るせよ　三十六　かれら祈禱を終し時

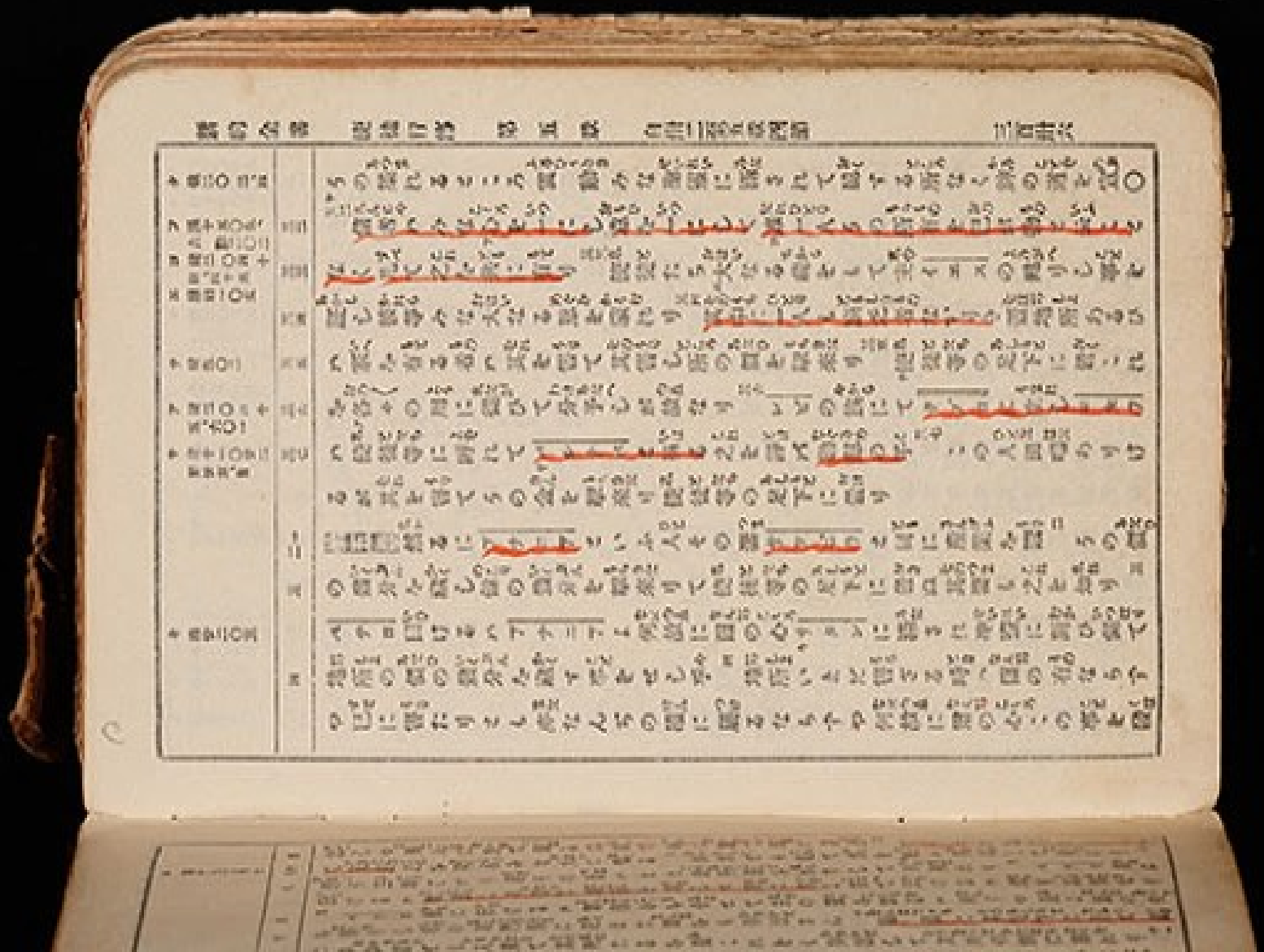

念しの人に對して怒るに赤子の如に對して怒れる由
ペテロ此事を聞きて
天使是之を聞きみな大に懼る　少おくして彼を捉み外に出して謂れり七
時ろ三時ばかり過ぎいまだ此所過を知ずして入來れり　八ペテロ彼に
曰けるは汝腰に帶び沓を履とのたまへば汝曰けるは然り其通なり
ペテロ彼に曰けるは汝心を合せて主の靈を試るは何ぞや見よ爾の夫
を葬りし者の足門外に在たれば爾をも舁出さん　九ペテロ此言に其足下に倒て
死　少おくして入來て其死たるを見これをも舁出して其夫の側に葬れり十一
全會の者とこれを聞る者ども甚大に懼る　十二多の奇蹟と奇なる事は使徒等の
手に由て民の間に行はれたり又ソロモンの廊に
信の者は敬て之に近づかざりき然れども民は彼等を褒め　十四男女とも益す
る者ますます多く主に歸し　十五遂て人々病る者を擔て街にいで寢台と褥
の上に置り譬ペテロの來らん時ろの影に蔽はるまあらんかと願ひなり
また多の人も四方の諸邑より集る　十六ことに汚れたる靈に苦まれたる者も

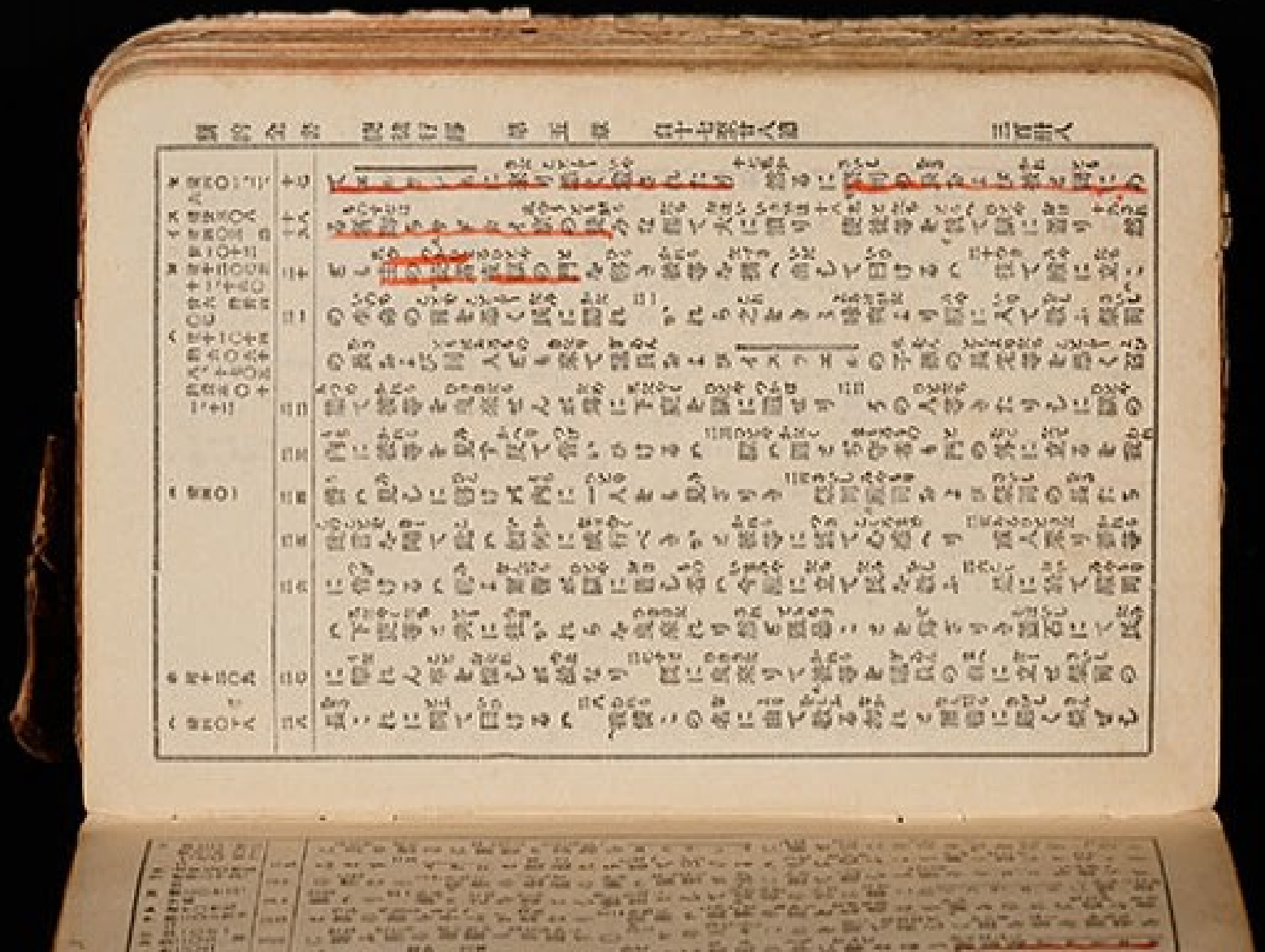

に來り給るに猶豫の其數なるゆゑに離せ又この人の血を我等に負めんとす　ペテロと使徒たち答て曰けるは人に從ふより神に從ふは爲べきの事なり　我等の先祖の神は耶穌を水に懸て殺しし所のイエスを甦らせ給へり　神は之を君たち殺主として其右の方に擧これイスラエルに悔改と罪の赦を予んが爲なり　我等は此事の證を爲者なり神なるのれに從ふ者に賜ふ所の聖靈も亦證す○　かの人々これを聞て甚しく怒を含み殺事を殺さんと謀る　パリサイの人にて衆民の中に尊まるる教師ガマリエルと云る者議員の中に立ち命じて使徒等を暫く外に出さしめ　曰けるはイスラエルの人々よ耶穌この人等につきて爲んとする事を自ら愼むべしろへ曾にチウダ起て自ら誉れり之に從へる者凡そ四百人ありしが殺へ殺され從ひし者は散ちらされて跡なきに至る　此人の後また戶籍調査の時ガリラヤのユダ起て民を誘ひ從へしまが殺も亡び其に從ひしも悉く散されたれば也　今われ耶穌に謂らん此人々を棄て之に係る勿れ　蓋

三九 の謀と行ふ事もし人より出たる者ならば自ら敗れん　もし神より出たる者なれ
ば汝等これを毀つ能はず恐くは神に逆ふ者とならん　四十 彼等これに從ひ使
徒等を召て鞭ちイエスの名に由て語ることを禁じて之を釋せ
四一 り　使徒等はイエスの名の爲に辱を受るに足者とせられし事を喜びて議
四二 員の前を去　日々に殿あるひは人の家に於て教をなしイエスキリストの福
音を傳て止ざりき

第六章

一 當時弟子たちの數益加りギリシャ方言のユダヤ人らの彼等が
日々の賑恤に遺漏されしを見てヘブル方言のユダヤ人にむかひ怨言し事
二 ありければ　十二人の使徒等諸の弟子を召て曰けるは我儕神の道を措て飲食
三 の事に仕ふるは宜からず　是故に兄弟よ聖靈と智慧の滿たる
四 聲聞ある者七人を擧べし我儕これを立て此事を司らせん　而して我儕は
五 常に祈と道を傳ることを務めん　此言衆の人の心に合ければ信
仰と聖靈の滿たるステパノ及びピリポ、プロコロ、ニカノル、テモン、パルメナ及

六　ユダヤ教に入しアンヂオクの改宗者ニコラを撰び　この人々を使徒等の前に立
七　しむ使徒たち祈て手を上にかけり○　神の道いよ〳〵弘まり弟子の数
八　エルサレムにおいて多く殖り祭司も多く信仰の道に帰せり○　ステパノ恩と
九　能力に満て奇なる事と大なる徴証を民の中に行へり　時に所謂リベルテンと
十　称る会堂および　キレネ人アレキサンドリア人キリキヤ人アシヤ人の諸会
堂より人々起てステパノと論ふ　十一　彼等ステパノの智慧と之に由て言と
十二　こゝろの聖に敵することあたはず　密に人をもて説伏しめけるへ我聞かれが言
十三　を聞しに冒瀆と神と敵したり　十四　かれら民と長老学者たちの心を動させ
十五　突然きたりて彼を執へ議論所に曳来り　十六　実の証人を立て曰せけるへ此人
十七　へ聖所と律法を誹謗ことを聞て止す　十八　聞かれ聞て此ナザレのイエスへ此
十九　所を壊ち且モーセの我等に授し所の制を易へと曰るを我聞たれば也
二十　是に於て議論所に坐せる者皆目を熟て彼を見しに　二十一　其顔天使の顔の如
二十二　なりき　二十三　すて祭司の長いひけるへ此事かくの如なるや　二十四　ステパノ曰けるへ

チ 創十二章一節
ア 創十二章二節
ト 創十二章三節
エ 創十二章四節
キ 創十二章五節
ノ 創十二章七節
ル 創十二章八節
ミ 創十三章十節
シ 創十三章十八節
ヱ 創十四章十三節
ヒ 創十五章十二節
ベ 創十七章九節
ヤ 創十一章三十一節
ス 創十五章十六節
イ 創十五章十八節
ヘ 創十六章一節
ム 創十六章三節
ナ 創十六章十節
ヘ 創十六章十六節
ヘ 創十七章一節
ヘ 創十七章五節
ヘ 創十七章十節
ヘ 創十七章十六節
ヘ 創十七章十九節
ヘ 創十七章二十節
ヘ 創十七章二十一節
ヘ 創十七章二十三節
ヘ 創十七章二十六節
ヘ 創十七章二十七節
ヘ 創十二章一節
ヘ 創十二章七節
ヘ 創十二章八節

三 ヒ 兄弟および父祖よ聽われらの先祖アブラハム未だハランに住せる前メソポタミヤに在しかき榮光の神あらはれて　エ 汝に曰たまひけるは汝の國
四 ヘ 汝なんぢの親族を離て我なんぢに示さん所の地に往れ　ル 爾てアブラハム
カルデヤ人の地を出てハランに住り其父の死しのち神へ彼を彼處より
ヘ 今なんぢらが住ところの此地に移し給へり　ト 此地に於て足を置るほど
五 の地をも與ず且かれへ未だ子あらざりしに此地を產業として彼と其子孫
に傳んと約束し給へり　チ 神斯云ひ給へり彼の裔は他の國に寄ちんなの
六 國の人ゃこれを奴隸と爲て四百年の間なやまん　リ 神また云給へらく奴
七 隸とする國民を我罰べし事畢かれら其國を出この處に於て我に事へんと
ヌ また彼に割禮の契約を予へ給へり　ル 爾てアブラハムイサクをうみ第八日に
八 割禮を之に行ふイサクヤコブを生ヤコブ十二の始祖を生始祖たちヨセ
フを妬これをエゴプトに賣り給へ神と偕に在て　ヲ 苦難の中より
九 之を救出しエゴプト王パロの目に於て恩寵と智慧とを賜てエゴプト及び
十

日の全家を救らせ給ふ　茲にヨゼフトメリンの婚の時に親戚と大なる歎
十四　あり殺害の先祖たちも食物を得ることなく得ざりき　給るにヤコブ、ヨゼフト
十五　に歎願ある事を聞て先われらの先祖たちを遣す　再び遣しまつりヨセフ
十六　の兄弟に試れ且ヨセフの親族パロに明になれり　ヨセフ人を遣して其父
十七　ならびに凡の家族七十五人を召集しむ　是に於てヤコブ、ヨゼフトに下れり
十八　彼も我等の先祖たちも死たる後　スケムに葬れアブラハムが金をもてス
十九　ケムの父なるエンモルの子孫より買ふきし墓に葬られたり　彼のアブラ
二十　ハムに示し給へる約束の期ちかづくに從ひて民番殖りてヨゼフトに多な
二十一　たり　ヨセフの事を知ざる他の王起るに至りて　我あしき謀計をもて我
二十二　輩の親族を待ひ我輩の先祖たちを困苦し其嬰孩の棄捨るやうこれを棄さ
二十三　せんとせり　其時モーセを生て甚美しく三ヶ月のあひだ父の家に育られ
二十四　棄られし後パロの女これを拾あげ己の子として育たり　モーセ盡くヨゼ
二十五　フト人の學術を教られ言と行とに才能あり　三十歳に及て其兄弟なるイ

メソポタミヤの子孫を駐るの心起れり　一人の寃抑らるゝを見て之を保護
エゴプト人を擊て其仇を報たり　モーセは敵手なもて彼の敵等を殺んと
し給ふ事を其兄弟ならんと悟しかど彼等は悟さりき　次日かれら相
鬪ふこと有りければ之に現れて和げ曰けるは人々よ汝等兄弟なるに何故相害
ふや　其次み敵ふ者かれを推却て曰けるは誰か爾を立て我輩の有司また
裁判官と為しや　なんぢ昨日エゴプト人を殺し玉へまた我をも殺さんと爲
か　モーセ此言により懼てミデアンの地に旅人となり蔡蹠に於て二人の
子を生り　既に四十年を過し時ヒライ山の野に於て主の使者燃る柴の中の火
焰の間にてモーセに現る　モーセ之を見て奇み詳察んとして近れるとき
主の聲あり云く　我は爾の列祖の神なるアブラハムの神イサクの神
ヤコブの神なりモーセ戦き敢て詳察ざりき　主また彼に曰給ひける
は爾の足の履を脱なんぢが立る處は聖地なり　我すでにエゴプトに在わ
す民の苦難を見かつ其呻吟を聞これを救んが爲に降れり來れ我なんぢを

のプトへ逃さんと　夫かれらが相て諍か聞を立て有司また相賢と為し爭
さ云し此モーセを納へ蘇中に現れし使者の手に托て有司また救者として
置し給へり　この人エのプトおよび紅海また四十年の間野に於て奇蹟
と不思議を行ひて彼等を導き出せり　イスラエルの子孫に謂て神へ爾曹の
兄弟の中より我ごとき一人の預言者を爾曹の爲に起し給ふべしと言しへ即
ち此モーセなり　彼へ野の會に在シナイ山にて己に顯れる所の天使また
我等の先祖等と倶に在て我等に與んがため生る活ける言を受し者なり　此人に
我等の先祖たらへ順ふことを欲ずして之を棄け其心すでにエのプトに還
り　アロンに曰けるへ我等に先つべき神を我等の爲に造れ吾われらをエ
のプトの地より導き出しし彼モーセへ如何なりしか知ざれば也　彼時か
れら犢を造りその像に祭物を獻げ己の手の所作を歓へり　是に於て神へ彼
等を顧みずして此天の衆軍を崇るに任せ給へり　即ち預言者の書に　イスラ
エルの族よ曠野へ四十年のあひだ野に於て犠牲と祭物を我に獻しやこと

た聞きのロドの意思およびレバノンといふ峰に現れる眞理なるあり聞者が
野する場に置れる所の鎖を解へたり我なんぢらなパピロンの外へ出んと
欲されたる如し　我等の先祖たちへ所にて証の言葉を有り此へモーセに
訓れるかれに對て已に見し所の式に倣ひて造れと命ぜし如く造れる者
なり　我等の先祖たち此幕屋を承て　ヨシュアと共に異邦人の地を取取し
時これを携へ入り此異邦人へダビデの時までに我等の先祖たちの前より
追の民ほひ追し所のものなり　ダビデ神の前に恩を蒙てヤコブの神の爲に
居所を設んと願たれど　ソロモン神の爲に殿を建たり　然ども至上き神
へ手にて造れる所に住たまへず預言者の云る如し　即ち主いの曰く
（使徒記なり　譯者）

（使徒記なり　譯者）　譯者の爲めに如何なる論を論んと雖ども我わが
息む所へ何處なる乎　我が手へ此凡の物を造らざりし乎　現にしてか
そ耳に割禮を受ざる者と言葉に逆ひ其先祖たちの如く聖靈に抗
なり　聖靈の先祖等へ我の預言者なか殺ざりし乎　彼等へ義者の來んこと

五三 な悔め諸もろの者を殺し國會へ今その義者を賣り且これを殺す者となれり

五四 國會の人民の使者に由て律法を受なはこれを守ざる由○ 衆人これらの言を聞て大に憤り怒腦しつゝステパノに向へり

五五 然るにステパノは聖靈に滿されて天を仰て神の榮光と神の右に立給へるを見て曰けるは 見よ我天ひらけて神の右に人の子の立給へるを見る

五六 是に於て彼等大に呼り耳を塞ひ心を合てステパノの所に驅よりて

五七 城を邑より逐出し石なもて之をうつ 証人等その〳〵其衣服を少年サウロと云る少年の足下に置り

五八 彼等ステパノを擊る時ステパノ祈て曰けるは主イエスよ我靈魂を受給へ

五九 また跪き大聲に呼ひけるは主よ此罪を彼等に負はしむる勿れ 斯言をいひ畢て寢

六〇 に就ぬ

一 ロマルレに在ところの教會を大に苦しめ逐りに逐ひわ

二 ざとかとて十二の時に就はれたり 彼處ある人々ステパノを葬り

三 之が爲に大なる哭泣をなせり

四 サウロ教會を荒廢して家に家に

いり男女を曳出して之を獄に付せり　四是に於て獄されたる者ども遍く往て福音を宣傳たり　五ピリポ撒馬利亞の邑に下てキリストの事を彼等に宣す　六多の人ゆゑにピリポが行へる奇なる跡を見聞して心を傾うし謹て其語れる事を聽り　七ちへ汚たる鬼大に喊呼て其出る所の多の人より出たり麻痺なるよび跛者の人し多く癒されたれば也　八之に因て此邑に大なる喜ありき

九先に[illegible]と云る妫術を行ひ自ら大なる者として撒馬利亞の民を驚かしゝ者あり　十かゝる者より大に至るまで皆謹て彼に聽この人は神の大なる能なりと曰り　十一彼等の謹て之に聽るは久く其妫術に驚かされたるが故なり　十二然ども腓利普の福音をとびイエスキリストの名につきて福音を宣るピリポを信じ男女ともバプテスマを受　十三シモンも亦信じてバプテスマをうけ常にピリポと倶に在て彼が行ふ所の奇なる跡と徴驗を見て驚けり　十四エルサレムにある使徒等サマリア已に神の道を受たりと聞てペテロとヨハネを彼處に遣す　十五この二人の來りて彼等の爲に祈り聖靈を受んことを祈りたり　十六蓋かれら唯主

イエスの名に入られメノアスマを受し耶にて求と其一人にも聽下ざり
し時に問　この時二人の者予を彼等の上に被けれ彼等聖靈を受たり　紀
徒たちの予を按るに因て聖靈を予られしを見てシモン金を携来り彼等に
曰けるへ　我手を按ところの者も凡て聖靈を受んが爲に我儕も予よ
ペテロ彼に曰けるへ銀の金へ銀と共に亡よ汝へ神の賜を金にて得んと
思り　汝この事に於て分なく又與なし蓋なんぢの心神の前に正からず
故に汝この惡み等改めて神に祈れ汝の心の企は赦へ欲れん　我汝が惡の
山にをり不義の繩に在るを見れば也　シモン答て曰けるへ汝等が語れること
の一も我に及ざるやう我爲に主に祈れ　かれら主の道を証し且これを講
し彼エルサレムへ還るときサマリア人の諸邑に福音を傳たり○主の使
者ピリポに謂て曰けるへ起て南の方に向ひエルサレムよりガザに下る
所の路に往なさの路へ野なり　かれ起て往りエテオピア人なるエウナク
ア人の女王カンダケの大臣なる者人にて凡て其女王の財寶を司る者祭祀

二八 の事をヘルレムに來し　ろの國なるが車の中に坐し預言者
二九 ヒサヤの書を讀ゐ　聖ピリポに曰けるへ往て此車に就　ピリポ走りて彼が預言
三〇 者イザヤの書を讀を聞これに曰けるへ讀ろの讀ところの事を悟るや　彼
三一 いひけるへ誰われを導く者なくバ如何で悟ることを得んや願ひ請て　ピリ
三二 ポを己と同に坐せしむ　其讀なりし聖書の文へ左の如し讀へ羊の殺場に
三三 牽るゝ如く牽れ又羊の其毛を剪者の前にて默なる如く其口を開す
三四 かれ卑賤に居もとき義　判を奪れたり誰か彼ろの世の代を述ん哉
三五 かれの生命地より滅れたれバ也　宦人ピリポに問いひけるへ請われに答
三六 せ預言者へ誰を指て之を語しや自己を指しか他人を指しか　ピリポ口を
三七 ひらき此聖書より始まりてイエスの福音を彼に宣傳ふ　斯て二人の
三八 者路をゆき水ある所に至りければ宦人いひけるへ水を見よ我バプテスマを
三九 受んとす何の礙か有や　ピリポ曰けるへ汝もし全心をもて信ずるとき
四〇 可なり　答へて曰けるへ我イエスキリストの子なりと信ずと　遂に命じて

[illegible]

車を止めしめピリポと寺人の二人水に下りピリポバプテスマを彼に施せり
三九 かれら水より上れるとき主の靈ピリポを引去る寺人また彼を見ことを
四十 得ざりき寺人喜びて其途を往り　アゾトにてピリポに遇る者あり彼
すべての邑を經て福音を宣傳へカイザリヤに至れり

一 サウロは尚も主の弟子に恐嚇と殺害の氣を充しめ祭司の長に往て
二 ダマスコの諸會堂に遣る書を求む若し此道に從へる者を見ば男女にか
三 かはらず縛りて之をエルサレムに曳ん爲なり　往てダマスコに近づける
四 とき忽ち天より光ありて彼を環照せり　かれ地に倒る其時サウロサウロ
五 何ぞ我を迫害するやと云る聲を聞り　サウロ曰けるは主よ爾は誰ぞや主いひ
六 けるは我は汝が迫害するところのイエスなり刺ある鞭を蹴るは難し
彼戰き且おどろきて曰けるは主よ我に何を爲せんと欲ふや主いひけるは起て
七 城に入れさらば汝が行ふべき事を告らるべし　サウロと共に行る人々は聲
八 を聞ども誰をも見ずして物言ずして立り　サウロ地より起て目を開

九 たるに彼も見ざりければ手へる人等うの手を携てダマスコに入ぬ。かれ
イ 三日の間みえず又飲食をも爲ざりき。十 茲てダマスコにアナニアと云る一
人の弟子あり主幻の如彼に曰給ひけるハアナニアよ答けるハ主われ此に
在。十一 主いひ給ひけるハ起て直と云る街に往ユダの家に至てタルソの人サ
ウロといふ者を尋よ彼ハ祈て居。十二 且アナニアといふ人きたりて見ことを
得させんがため手を其上に按しと幻に見たれば也。十三 アナニア答けるハ主
ロ よ我この人につきて多の人の聞るを聞しに彼エルサレムにて聖徒
ハ 等に惡をなしこと如何ばかりか。十四 且この處にても彼ハ見て聖の名を稱る者を縛
ニ 聖徒一〇三
ホ 使十一〇十二
ヘ 使二〇三
ト 羅一〇一
チ 使十一〇十一
リ 使十一〇十二
ヌ 使八〇十七
ん為て祭司の長より受たる權威を有り。十五 主いひ給ひけるハ往よ彼ハ異邦
人及び王とイスラエルの子孫の前に我名を顯さんが爲に撰ばれたる器なり
ル 彼ハ我名の爲に如何ばかりの苦難を受るかを我これを彼に示さん。十六 是に
於てアナニア往て其家にいり手を彼の上に按て曰けるハ兄弟サウロよ聖
の來れる路にて現れし所の主イエス聖靈に滿る

十八 れん場に我を置ぜり　彼ら彼の眼より鱗の如きものゝ落て再び見ることを得す
十九 なから起てバプテスマを受　彼すでに食して强健たり　爾てサウロは數日
二十 の間ダマスコにある弟子等と交り直に會堂に於てイエスの事を宣て言
二一 ふ　此を聞ける人みな驚異て曰けるは此人はエルサレムに於
二二 て此名を劍者を殘害し且こゝに來りも之を縛て祭司の長に送んとするに
二三 非すや　然るしサウロは益强固して此イエスはキリストなりと認なし
二四 ダマスコにをる所のユダヤ人を辯駁たり　既に多の日を經てユダヤ人
二五 サウロを殺さんと謀しが　彼の計謀つひにサウロに知る彼等は夜も晝も
二六 邑の門を守て之を殺さんとせしに　夜弟子たち之をとりてサウロを石垣よ
二七 り縋下せり　サウロはエルサレムに至て弟子たちに列らんと爲たりしに
二八 皆かれが弟子たることを信ぜずして之を懼る　二九 バルナバ之を携て使徒た
ちの所に至り其途中にて主を見しこと又主の彼に語り給ひしこと及ダマ
スコに於て憚らずイエスの名に由て語しことを告たり　三十 彼エルサレムに

ア聖書十一の巻
イ人

ウ百十四の十九
エ千八
オ千八百十四

カ聖三の巻
キ十六の巻の十
ク太古の人
ケ代々の十六
コ聖十二の巻の二
サ七の人

ア
イ
ウ
エ
オ
カ
キ
ク
ケ
コ
サ

花て弟子たちと共に住家し主イエスの名に由て祈らず謂がつゞりシヤ方言のメガヤ人と称へり彼等ヤラロを敬まんと謂る聖を見ぶたち之を唱り彼をスイヂリヤとて造て[illegible]

[illegible]

に聞て[illegible]

彼の所に至り ろの處にて一人の病人を思ひ八年のあひだ床に臥るアイネアと名る者に遇 ペテロ彼に曰けるはアイネアよイエスキリスト汝を癒す起て汝みづから床を治よ彼たゞちに起 ルツダ及サロンに住る凡の人これを見て主に帰せり○ ロツパに女の弟子あり タビタと名く譯バルカと ルルス彼へ多の善事と施濟を行へる者なりしが ろのころ病て死たるに より其屍を洗て座に置り ロツパへルツダに近き故に弟子たちペテロの來處に在ることを聞きて二人の者を遣して我處に來ることを延引するなかれと請しむ ペテロ起て彼等と倶にゆき既に到ければ人々かれを引て座にのぼる凡

の軍隊たちペテロの側に立て死なつゝドルカスが傍に坐しさき程に訪れ
十　る所の上衣下衣を彼に着す　ペテロ彼等を悉く外に出し跪きて祈り又屍
十一　に向てタビタ起よと曰ひければかの婦眼を開きペテロを見るきて坐しぬ
十二　ペテロ手を伸て之を起し聖徒および寡婦等を召て此活たるタビタを其前
十三　に立しめたり　此事ヨッパ中にしれ多の人々主を信ず　爾て〜ペテロ久く
ヨッパに留りて皮工シモンの家に居り

一　コイザリヤにイタリヤ隊と稱る隊の百夫の長にてコルネリヤと云
二　る人あり　一家の信ずるにて其祭の家族と倶に敬を敬ひ民に多の施
三　物をなし常に神に祈禱せり　一日の三時ころ幻の如く神の使者の來りてコ
四　ルネリヤよと曰るを明かに見　かれ目を注これを見て怖畏て曰ひけるへ主よ何
五　事なるや天使かれに曰ひけるへ汝の祈禱なんぢの施物すでに上て神の前に
六　記憶られたり　一いま人をヨッパへ遣しペテロと稱シモンを召へ彼へ皮工シ
七　モンの所に寓れり其家海邊に在　コルネリヤに語れる天使さりし後か

八 れ其欲二人と倶に已に亭る信心の篤き兵卒を呼 此事を聞く者てロッパ
へ遣へす○ 翌日ゆきて次日ろの邑に近ける時ペテロ祈禱のため屋上に
九 へ登へす 彼等ゆきて次日ろの邑に近ける時ペテロ祈禱のため屋上に
十 外れりゆへ約ろ十二時なりし 甚く餓て食せんと欲しが人の食物を具る
間に彼恍惚なる心地して 天ひらけ西物の降れるを見る大なる布の如
十一 く四角を繋て地に垂下されたり 其中に凡て地の四足の獸鳥類及び空
十二 の鳥あり かつ聲ありて彼れ曰けるへペテロよ起て之を殺し食せよ ペ
十三 テロ答けるへ主よ可らに我いまだ穢たる物を潔からざる物を食せしこと
十四 なし 聲ふたゝび有て彼に曰けるへ神の潔なる物を汝穢からずと曰ふな
十五 此の如こと三次たゝちに其器物天に上られたり○ 時てペテロ其見
十六 し所の異象の如何なる義ならんと疑ひ在し時コルネリヨより送られたる
十七 人等すでにシモンの家を問て門の前に立 呼てペテロと稱シモンへ此に
十八 寓れるや否と問 ペテロ猶ろの異象の事を思ひ巡らしに聖かれに曰けるへ
十九 見よ三人のおなんぢを尋ね 起て下り往へすして彼等と倶にゆけ我これ
二十

二一を道しるべ　ペテロ下て其人たちに曰けるハ我ハ爾曹が尋る所の者なり
爾曹知かなる故ありて來るの　二二彼等いひけるハ百夫の長なるコルネリヤ
と云る義かつ謹なる敬ひ凡のユダヤ人の中に稱まるる者なんぢを其家に召
て爾の言を聽と聖に教られたり　二三是に於てペテロ彼等を召入て留しめ
二四次日ペテロ彼等と倶に出立けるがヨツパの兄弟たちも偕に往へり　二五
次日かれらエイデリヤに入るコルネリヤハ親に其親族るよび親き友等を
召集て之を待居たり　二六ペテロの入來れる時コルネリヤ彼を迎へ其足下に
伏て拜り　二七ペテロ之を扶起し曰けるハ起よ我も人なり　二八而て倶に語つゝ
內に入て多の人の集れるを見　二九彼等に曰けるハユダヤ人の異邦人と交り
又近く事の律に合ざるハ爾曹の知ところ急されど我ハ何の人をも穢たる
あるひハ潔からざる者といふ事を我に示し給へり　三〇是故に我請らるゝ
や直に辭退すして來る我なんぢらに問われを請しハ何の爲なる乎　三一コル
ネリヤ曰けるハ四日前に我家食して此時刻に至れり三時ごろ家に在て祈

時なりしに輝ける衣を着たる者わが前に立て曰けるはコルネリオよ爾の
三一 祈禱は聽れ爾の賙濟は神の前に記念れたり然ば人をヨツパに遣しペテロ
三二 と稱るシモンを招かれよ彼は海邊にある皮工シモンの家に寓れり彼きたりて
爾に語るべしと是故に我ただちに人を爾に遣せり爾の來れるは善われ
三三 ら神の前に在て主の爾に命じ給へる一切の言を聽んとて今皆此に在なり○ペテロ
三四 口を啓て曰けるは我まことに神は人を偏視ことをせずして何れの國の人にても
三五 神を畏れ義を行ふ者は之を納給ふことを知る その道は即ち萬人の主たるイエ
三六 スキリストに由て平和を宣イスラエルの子孫に遣たまひし所なり 此は
三七 ヨハネの宣しバプテスマの後ガリラヤより始り
ユダヤ中に宣し事は爾曹の知る所なり 即ちナザレのイエスは
三八 神より聖靈と能を受て善事を行ひ又惡魔に壓らるる者を醫せり是神
彼と偕に在しが故なり 我儕はユダヤ人の地及びエ
三九 ルサレムに於て行ひし凡の事を證する者なり人々彼を木に懸て

殺せり　四十六　時に第三日に之を曳らせ來の民にに到るまで　四十七　悉くの說め說たまへる聞人すなわち說が始りし處これと到に說宣せし說教にのみ聞し點へり　四十八　かつ說の其生者と死者の審判人に命じ定られし事み我故に說して民に宣べと命じたり　四十九　凡の預言者も皆この人を信する者の其名に由て罪の說を受べしと說につきて證せり

ペテロとこれに來りし割禮ある信者等の驚異の異邦人にまで注げる事を聞きの　五十　ちの語とる事をペテロの答へて　五十一　曰たまへと說と說とをたれたり　五十二　此時ペテロ答へるの

五十三　說に生の名に由てバプテスマを受べき事を我等に命ず是に於て我等ペテロに數日留らんことを願へり

第十二章　使徒等およびユダヤ中にあるところの兄弟すでに異邦人も說の道を受たりと聞　二　ペテロエルサレムに上りしとき割禮ある者ども說と爭ひ

レ 使十〇ヨハ、使十八
ア 使十〇ヨハ、使十八

四 曰けるハ誠へ割禮なき人の家に入て彼等と共に食せり　ペテロ
五 始より次第に論て彼等に顯し曰けるハ　我ヨツパの邑に在て祈れるとき
氣を失へる心地して天より四角なる大なる布の如き器の下るを見た
六 るに其器わが前に來り　ハ われ目を注て熟々之を視ば中に地の四足のしの
七 と野獸爬蟲および空の鳥ありき　且われにペテロよ起て之を殺し食すべ
八 しと曰る聲を聞り　我いひけるハ主よ可らじ殺たる物と穢からざる物ハ
九 未だ我口に入しことなし　聲また天より我に答て神の潔たる物を賢聖が
十 らずと爲なかれと曰　此の如きこと三次つひに各物ふたゝび天に引上ら
十一 れたり　其時に當てコイザリヤより我に遣せる三人の者わが居ところの
十二 家の前に立り　また聖われに隨ハすして彼等と偕に往べしと曰り且この
十三 六人の兄弟も我と偕ひ往て其人の家に入ぬ　かれ我前につて天の使者の
十四 我家に立われに向て人をヨツパへ遣しペテロと稱シモンを請よ　其人な
十五 んぢ及び汝の家族の救へるべき言を告んと曰るを見たりと　我て我かた

使十一　使十一

十九 り給しとき教會はじめに我終に等し如く彼等にも降れり　其時われ主の
日たまへる言葉を憶ひ出てバプテスマを施たれども聖靈へ聖靈に由て
二十 バプテスマを受んとの言を思出せり　既に神へ主イエスキリストを信ず
る所の我等に賜ひ給へるなじ賜物を彼等に予たまへば我いかで神に逆ふこ
二十一 とを得んや　彼等この事を聞て答ふる所なく神を崇いひけるへ實に悔
らん異邦人の者も得んと彼等にも悔改を予給へる事○
二十二 ~~[illegible]~~ に
~~[illegible]~~ 就て聞も其事に就て就されたる人々散して
二十三 ピニケ及アンテオケ
に至しが猶ユダヤ人にのみ道を語る　彼等の中にアノロクレヒの人々あ
二十四 りてアンテオケに來り主イエスの福音を宣てヤリヤ人にも語れり　主
の手さはさ強にかり多の人信じて主に歸せり　彼等に就て其聞えエルサ
レムに在ところの教會の耳に入しかバルナバを遣してアンテオケ
に至しむ　彼すでに至り神の恩を見て喜び彼等に心を堅しまに勵んこと
を勧たり　蓋かれハ善人にて聖靈と信仰の滿る者なれバなり是に於て數

六 めたり　ペテロは知此獄に守られ教會はこれ爲に眞切祈に祈る　ペロデ
七 彼を出さんとする前夜ペテロは二の鎖に繋れて二人の兵卒の間に睡り
守者は門の前に在て其獄を守れり　時に主の使者來りければ光獄の中に
八 照耀ちの使者ペテロの脇を撫でこれを醒し速に起よと曰しに鎖ちの手に
九 解たり　使者かれに曰けるは汝腰を束ね履を穿よペテロうの如せり天
使また曰けるは汝の衣を身に纏て我に從へ　ペテロ出て之に從ひしが其
十 使者の爲ことの眞實なるを知ず異象なりんと意ふ　斯て第一第二の警固
を過て城邑に入ところの鐵門に至しに門ひとりから我等の前に開く即
十一 ち出て一の街を經行とき其使者忽ち我より離たり　ペテロ悟て曰けるは
我いま眞に知る主ちの使者を遣してヘロデの手ゆ我を救ひ猶ユダヤ人の謀
十二 望より我を脫し給し事を　かれ悟て曰ふ　ヤコブとヨハネとの母マリヤ
十三 の家に至しに多の人こゝに集りて祈ゐたり　ペテロが門の戶を
叩けるとき　ロダと名る下婢來りて之を聽ひしが　ペテロの聲なるを知

十五 けれバ喜に堪ずして門をも啓ずして直入ペテロの門の前に立ことを告ければ
ロダに曰けるハ汝狂り惑ども女が門を開て我言ハ誠ぞと曰かれら又いひ
十六 けるハ蓋ペテロの天の使なり ペテロなほ門を叩て止ざりしかバ彼等
十七 門を啓きペテロを見て驚けり ペテロ手を振して彼等の聲を鎮しめ主の
已を獄より引出し給し事の状を告たゝ此事をヤコブ及び兄弟たちに告せ
十八 といひ踵に出て他の處へ去り 天明に及し時ペテロハ如何なりし事と兵
十九 卒どもの中にて其騒擾容易ならざりき ヘロデペテロを索れども見出さ
ず獄に守卒を詰問て彼等に死罪を命ず 扨てヘロデハユダヤより カイザ
二十 リに下てをれり○ ヘロデ、テロとシアンの者に到て甚しく怒を懷けれ
バ彼等心を合せて其所に來り内侍の臣ブラストに親睦なし之に託て
平和を求む蓋かれらの國ハ王の國に賴て糧食を授バなり 二十一 ヘロデろの定
二十二 たる日に於て王服を着ろの位に倚し彼等に對て語れり 二十三 民衆を授いひ
二十四 けるハ是ハ神の聲なり人の聲に非ず 二十五 ヘロデ榮を神に歸せざるにより主

の使者たちに彼を撃しかばへ其の時に記して曰ふ　三四　さて彼の頃へ
[illegible]
ひて[illegible]

[illegible]アンデオクの教會に數人の[illegible]あり時に[illegible]及び
[illegible]又[illegible]の[illegible]及び[illegible]の王ヘロデの乳兄弟[illegible]
[illegible]及び[illegible]なり　二　かれら主に仕へて[illegible]なせるとき聖靈いひけるは[illegible]
ために[illegible]を[illegible]ちて[illegible]かれらに命ぜし所の事を行へしめ
よ　三　是に於て[illegible]し斷食をなし手を二人の上に按て之を放しむ　四　如此こ
の二人へ聖靈に[illegible]されて[illegible]に下り[illegible]より出して[illegible]に渡け
り　五　[illegible]につきユダヤ人の會堂において神の道を宣また[illegible]
[illegible]ひて[illegible]となせり　六　遂て[illegible]島の中を歷て[illegible]に至しとき[illegible]
の[illegible]者[illegible]と名るト[illegible]なすユダヤ人に遇　七　この人へ[illegible]
[illegible]といふ賢人と倶にありヨに方伯[illegible]ルパとりかを召て聞

八　の道を聞んとこなかしい　然るに彼のト者（此名を訳イト者）二人
の名に誤び方術をして信ずることをのぞんでせり
九　ツ　ポ　ロ　ス　ア　ル　ス　ト　ロ　ス
十　聞に聞きた目を注て彼を見　曰けるハ嗚ずべきの魔鬼と義人にて敵るもの
悪魔の子すべての義こさの敵よ国主の直なる道を枉て止ざるや　見よ主
十一　の手いま爾の上に在なんち暫く日を見ざるべし即ち彼の目暗
みてこなにもせん者なきまよへり　是に於てパウロとその伴侶とを見てまの数
十二　と聞きたと信じり○　パウロ及その伴侶人パポスより舟出してパムフリ
十三　アの地に渡り此地にてヨハネ彼等を離れてエルサレムに歩り
十四　ハ此より旅してピシデアのアンチオケに至り安息日に会堂に入て坐し
十五　律法と預言者の書を讀りしのち会堂の掌たち人を遣て彼等に曰せけ
十六　るハ人々兄弟よ若民に勧ることかあれば　パウロ起て手を振し曰ける
十七　イスラエルの人々ならびに神を畏る者聞べし　此イスラエルの民の
祖ハ我等の先祖たちを選び其民のエジプトの地に旅をりし時これを育か

十八 つ時手を挙て彼等を荒野より導き出し
十九 七族の民を滅し其地を彼等に嗣しめ
二十 四百五十年ののち士師を賜ひ
二十一 王を求ければ四十年の間ベニヤミンの族キスの子サウルを
二十二 立て彼等の王となし且これに証して曰たまひけるは我エサイの子ダビデを
二十三 我心に合ふ人を得たり彼
二十四 我言を行なはべし
二十五 ヨハネ其行程を終るに臨て曰
二十六 イスラエルに嗣し
二十七 ちの來る前に
二十八 先イスラエルの凡の民に
二十九 改のバプテスマを宣傳たり
三十 ヨハネすちの業を行ひし時いひけるは汝等
三十一 われを誰と為ふや我は其人に非ず我より後に來るあり我は其人の履を解に
三十二 も足ざる者なり
三十三 人々兄弟アブラハムの子孫および敬虔のうち
三十四 ふ者よ救の道を我等に遣たまへり
三十五 決エルサレムに住る者および其
三十六 司たちはイエスを知ず
三十七 聖に定て安息日ごとに讀ところの預言者の

二八 罪なく成しめたり。かつ殺すべき故を獲ざるに、ピラトに之を願きんことを求め、二九 已に成に歌て錄されたる凡の言を成しめければ之を木より下し て墓に置り。三十 然るに神へ之を死より甦らせ給へり。三一 ガリラヤより上りしかれらと共にエルサレムに上りしかれらは今民に對して之を證する者なり。三二 我輩も汝の言をつぐ神へイエスを甦らせて兄弟に立たまひし約束を其子歌たる我輩に成たまへり。即ち詩の第二篇に誌るごとく我子なり我今日なんぢを生みたりと成されたるが如し。三三 また彼は死に歸へ腐ることなきに成たまへるが故に斯のごとく曰り云われ汝に約束せし所の聖なる恩惠を汝に予ふべしと。三四 是故に又ほかの篇に置へ其聖者を腐しめずと云り。三五 夫ダビデは神の言に從ひ其世の爲に勞苦しの ち死て先祖たちと墓に葬られ墓に腐れたり。三六 然ども神の甦らせ給しを者へ腐ることなし。三七 然れ人々兄弟よ此人に由て罪の赦の福音に傳れるを知。三八 凡モーセの律法に依て義と爲るまこと能ざる凡の罪も爲る者へ信ずれば

自て殺されて転とせらるゝ色　然バ国司書記、よろくへ数目者の書に記されたる事なんぢらに臨ん　四一曰く嘉知るゝ者よ聞て驚き亡よ蓋われ爾曹の日に一の事を行へん人これを目に観るとも爾曹信ずる可にバ　四二　かれら曾堂を出んとせしとき人の安息日に復この事を宣とと請たり　四三　会すさに散じて多のユダヤ人および其数に入し敬ふ人ゆパウロとバルナバに従へりパウロバルナバ彼等に語て神に恩の恩に因ん事を勧む　四四　次の安息日に至り色の人々終の道を聞んとて　四五　ユダヤ人群衆を見て嫉妬心に満て事論がつ問りパウロが言ところを謗めり　四六　パウロとバルナバ公然して曰けるハ天神の道ハ爾曹に先宣べきなれ然ども爾曹ハ之を棄かつ己ハ永生を受べき者に非ずと自ら定たれバ我輩ハ異邦人に向ふべし　四七　蓋主かく我輩に命じ給へり曰く異邦人の光となり天地の極に至る人に救なんぢを立て異邦人の光となれり　四八　異邦人ハ之を聞て喜び主の道を讃美すべて永生に定られたる者ハ信ぜり　四九

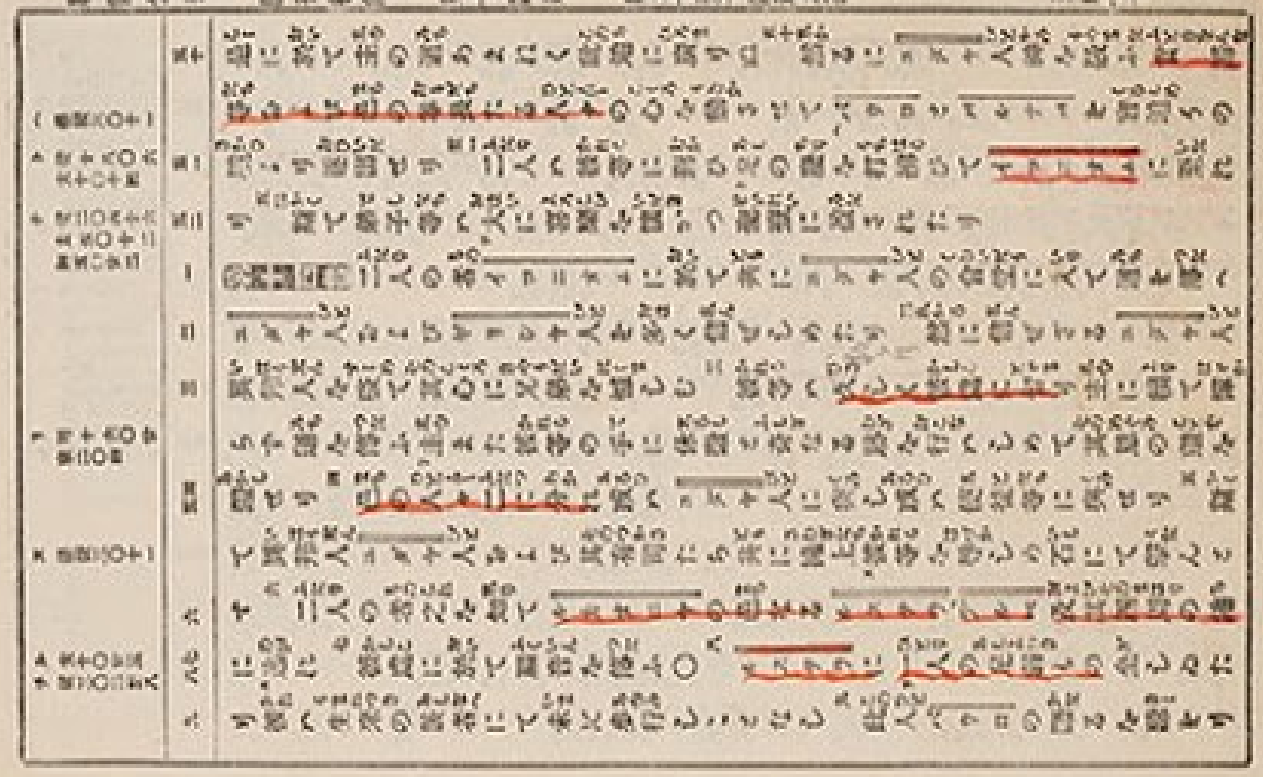

ア　ゼウスの二
イ　ゼウスの大
ウ　ゼウスの大
エ　ゼウスの大
オ　ゼウスの大
カ　ゼウスの大
キ　ゼウスの大
ク　ゼウスの大
ケ　ゼウスの大
コ　ゼウスの大
サ　ゼウスの大

十六　しかパウロ口を出て其發するべき教訓あるを記す　大聲に曰けるは汝の足
十一　にて正く立よ彼躍上りて行めり　人々パウロの爲し事を見て聲を揚げ土
十二　地の方言にて曰けるは神人の形になりて我輩に降れり　彼等バ
ルナバをゼウスと稱パウロを事ち說話事とする人なるが故にヘルメスと
十三　時に其邑の前にある所のゼウスの祭司長と花環を門に携來りて衆
十四　の人と共に犧牲を獻げ彼等を祭んとせり　使徒バルナバパウロ之を聞て
十五　己が衣を裂はしり出て大衆のゆに入　喊呼けるは人々よ何故に此事を
行や我輩も人なり汝等と同樣なる性質を有るに福音を傳るは汝
等をして此虛妄なるを捨て天と地と海と及其中の萬物を造り給へる活神
十六　に歸しめんが爲なり　往にしときにはすべての異邦人に其己が道を行む
十七　ことを容し給しかど　また自己を見て天より雨を降せ豊穣なる時候をあ
十八　たへ糧食を與へて僅の心を滿しめ給へり　此言を以て衆の人の己等に犧牲を獻んとするを止たり○
十九　時にピシデヤ人等

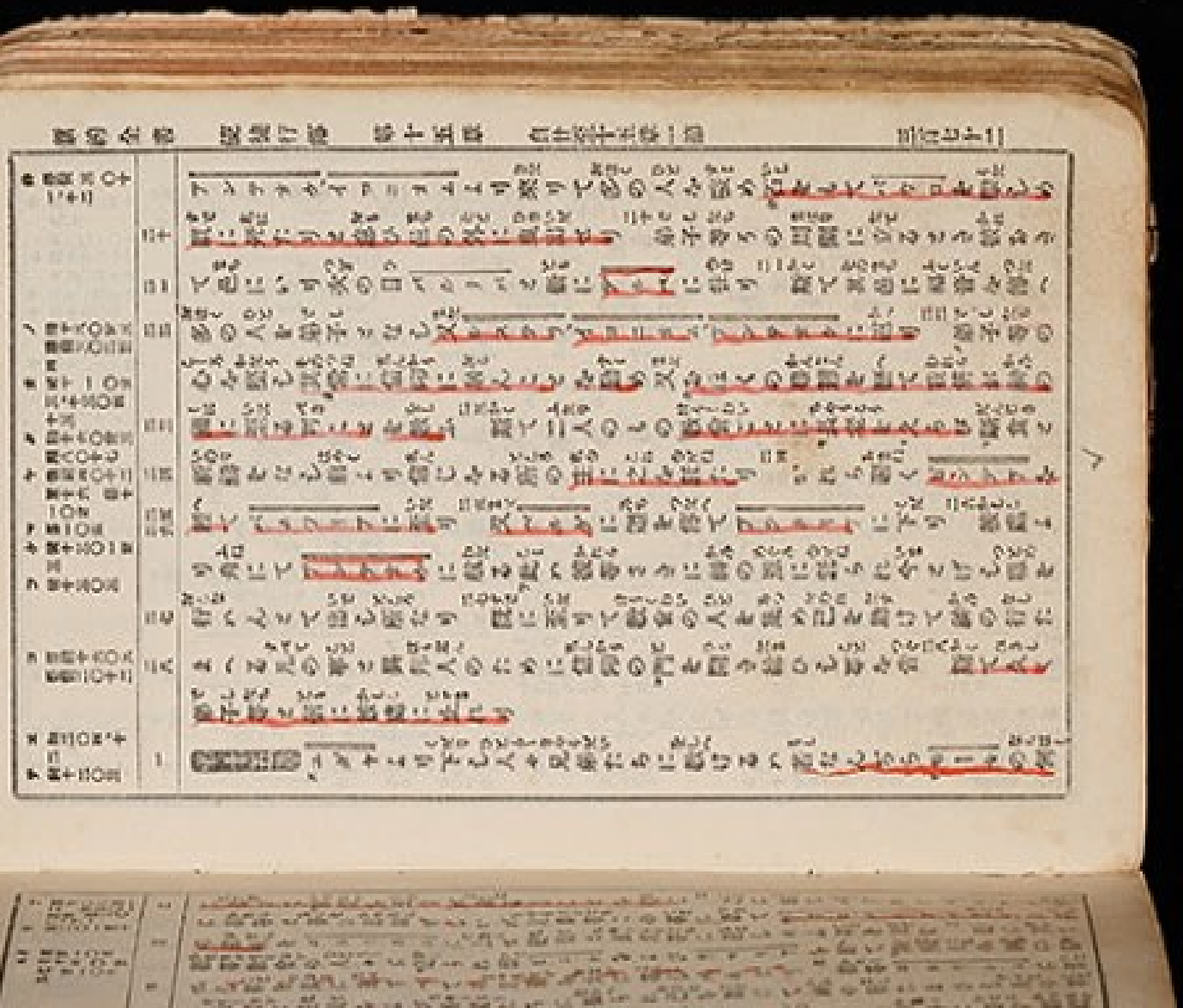

二　[illegible]に由てパウロとバルナバ大
に彼等と爭ひ且論ずるかパウロ彼等この事に就て
の人をエルサレムに上せ使徒と長老等に問しめんことを定む　是に於て
三　彼等教會の人々に送られ道ビニケとサマリアを經て異邦人の歸
せしことを具に述べて諸の兄弟を大に喜ばしめたり　四　彼等エルサレムに來
り教會と使徒および長老たちに接られ己れ神の行たまひし凡の事
を告しに　五　パリサイ人の中なる信仕人たちて曰けるは彼等に割禮
を施し且命じてモーセの例を守しむべし　六　使徒たちおよび長老たち此事を
七　議んとて集れり　是に於て論ありしかの後ペテロ起て彼等に曰けるは人々兄
弟よ久き先に神われを選擇の中より選び異邦人に聞
せ彼等をして之を信ぜしめ給しことは汝等の知ところなり　八　かつ人の心を知
たまふ神は我等に在るが如く彼等にも聖靈を與へ給へり　九　又信仰をも
て其心を潔め彼等と我等の間に分ち給ざりき　十　然に今何故われらの先祖

たらし救給ふ所あたくさるを弟子等の頭に置て誡を試むる乎　彼等の
十一　救るゝ如く我等も主イエス・キリストの恩に由て救るゝことを信ずる也
十二　是に於て人々みな默してバルナバとパウロが時の已もて異邦人の中に
十三　行ひ給へる徴顯と奇跡とを語るを聞り　彼等に言葉りし後ヤコブ答て曰
十四　けるへ人々兄弟よ我に聞　神初て異邦人を顧ろの中より己が名を為る
十五　民を取給ひし事へシモン既に之を述　預言者の言これと符り其書に　此
十六　後われ反て已に復起たるダビデの幕屋を再び起し其破壞の跡を再び直て
十七　之を建べし　是ちの餘の民ることひ凡て我名をもて稱らるゝ異邦人に主を
十八　求させん爲なり此すべての事を行ふ神これを自と知られたるが如し　神
十九　に我の始より其すべての所作を知たまへり　是故に我るもふ異邦人の中
二十　より神に歸する者を惱すへ煩からずと　然ども他な彼等に寄て偶像に汚
二十一　れたる物と淫行と縊殺たる物と血とを戒むべし　二　ろへ古より安息日ごと
二十二　に會堂にてモーセの書を讀む故に其を宣るもの各邑にあれば也○　是に

教て使徒るとび兄弟たちを會と都に其中より人を選び之をバルナバと共にアンテオケに遣さんと願たる人へ兄弟の中の最も
なへちバルサバと稱るるシラスなり　教等の手に託て遣し者に云
く使徒長老および兄弟アンテオケ、スリヤ、キリキヤにある異邦人の兄弟に
安を問　我等聞およびたるもの我輩のゆえりいて言なもて言葉を誤し心
の心を亂たりと聞たるに由て我輩心を同じ人を選て我輩の愛するバルナ
バ、パウロと倶に遣さんと定この二人へ我輩の主イエスキリストの名の爲
に其命をも愛ざりし者なり　我輩ユダとシラスを遣し彼等の口より此事
を述しめんとす　ろへ聖靈と我輩と左の肝要なるもの3外へ何をも負擔
に任せじと定たり　即ち偶像に獻し物と血と絞殺たるものと淫行とを戒む
べし若これらの事を謹慎みつから慎まば善れがはくへ個實健剛なれ
等語されてアンテオケに至り衆人を集て此書を付す　衆人これを讀ろの
勸を受て喜べり　ユダとシラスも亦預言者なれば多の言を以て兄弟を勸

人なるを知れなり　爾て紫色をする者ユウレムにある教会および長老等の定たる教規を守せんとて之を其人々に授く　之に由て諸教会の信仰堅固なり其数も日々に増せり○　彼等アルガヒより西フリギヤ地方を過し時アシヤに道を禁ることを聖霊に悟られ　遂にムシアに近きビテニアに進んとせしが　イエスの霊これを許さざりけれバ　彼等ムシアを経てトロアスに下れり　爾てパウロ夜に幻を見て一人のマケドニヤ人たりて已にマケドニヤに渡て我を助けよと曰ふを幻に見たり　彼が幻に之を見し後ただちに主の我等をしてマケドニヤ人に福音を宣しめんと我等を召給ふことを深く覚て直にマケドニヤに発んとす　是に於てトロアスより船出をし真直にサモトラケに至り翌次日ネアポリに往　彼地より[illegible]に至るピリピはマケドニヤの一片分のゆなる名ある邑にして即ち植民地なり　我等数日この邑に止れり　安息日に我等邑を出て河の辺なる祈禱所あるべきかと思ひて出て坐れる婦人方に語るに　紫色を商ふテアテラの邑の商人にて神を敬ふ

と名くる婦きゝゐたり主ゆゑ彼にパウロの語ることに心を用
しめたまふ　かの婦ろの家族と倶にバプテスマをうけ来て曰けるは已審も
し主を信ずる者と我を認めば我家に来り留れと強て我儕を入しめたり　わ
れら祈禱所に往るとき卜筮をする事に慣れたる一人の婢に逢われらに
逢かれは卜占に因て其主たちに多の利を得させし者なり　パウロと我儕
に倣ひて叫呼いひけるは此人々は至高き神の僕にて救道を汝等に宣る者
なり　この婢かく為ること久かりければパウロ之を苦かへりみて霊に曰け
るは我イエスキリストの名に由て汝に命ず彼婢より出よ然時に出　さ
れば其主たち利の望すでに失るを見て　パウロとシラスを執て市場に曳
て有司等に至れり　既に上官の所に曳来りて曰けるは此人々はユダヤ人
にして我儕の邑を騒し　ロマ人たる我儕の受べからず行ふ可らざる所の
習俗を傳る者なり　大勢のもの寄来て彼等を攻めて上官は衣をはぎ
命じて之を杖しむ　多く杖たのち獄に入これを固く守れと獄吏に命ず　獄

度がくの如き命を受しにより彼等を奥の獄に入て足をかけたり　夜
半ごろパウロとシラス祈禱をなし且神を讃美す囚者ら耳を傾けて之を聞
ゐたりしが　俄に大なる地震ありて獄の基礎ふるひ動き門ことごとく直
に開け衆の囚者の縛解けたり　獄吏目を覚し獄門の開けたるを見て囚
者すでに逃しと思ひ刀を抜て自殺せんとしけれ　パウロ大聲に叫び曰
けるへ自ら殺ふ勿れ我等みな此に在　此時かれ火を乞て躍いり戦慄てパ
ウロとシラスの前に匍伏　彼等を外に携出して曰けるへ君よ我すくはんな
ん為に何を為べき乎　彼等いひけるへ主イエスキリストを信じよ汝と汝の屋
ゐよび屋の家族し救るべし　茲に彼らよび其家の凡の者に主の道を説れ
り　この夜の即時かれ二人を取ひ其疵傷を洗て直に其家族と皆に浸パプ
チスマを受　且かれらを己が家に引入り食物を其前に備すべての家族と
皆に歓を尚じて宮べり　天明に至て上官たち下吏を遣し曰せけるへ其人
人を釋べし　吏獄この言をパウロに告て曰けるへ上官なんぢらを釋せ

と言ひ合せり然れども今いでゝ安息に入パウロ彼等に曰けるは
るに際なく又すべて公然に我輩を縛ら且獄に入たり而して今ひそかに出ま
んと爲か宜からず彼等みづから來て我輩を引出すべし　下略この言を聞て
官たちに告げれば彼等ローマ人なるを聞て懼れ　來て彼等に慰より而
んことを願ひ引出して又その邑を去んことを請たり　二人のしの獄
を出るアの家にいり兄弟等に遇これに慰をなして而去ロ

第十八章　而て○ヘアムピポリス及アポロニヤを過てテサロニカに來る所
にユダヤ人の會堂あり　二パウロ常の如く彼等の中にいり三安息日ごとに
聖書に來きて彼等と論じ　三キリストの必ず苦難をうけ死より甦るべき事
を顯また我なんぢらに傳る所のこれイエスハ即ちキリストなる事を說明せ
り　四是に於て其中の人々信じてパウロとシラスに從ひ又敬ふヤリシ
ヤ人の之に從るも多く貴婦人少からざりき　五然るにユダヤ人これを妬
み市井にゐる惡輩なかたらひ群を成て邑を騷せパウロとシラスを我へ民

の時に殺されんとてテサロニケに來しが　六彼等を見出さゞりければヤソ
ン及び諸人の兄弟を邑宰の前に曳來て大聲に曰けるは天下を覆す輩都
も此にまで來れり　七ヤソンは之を匿ぬたり此人々は皆イエスといふ編の
王ありと言てシイザルの命に背く者なり　八斯て邑の宰等これを聞て心
を動しむ　九上官はヤソン及その餘の人々より保證を取て之を釋せり　十兄
弟たち夜間に急ぎパウロとシラスをベレアに出しむ彼等がしこに來て猶
ユダヤ人の會堂に往りぬ　十一此地の人々はテサロニケの者よりは情慧きが故
に甚く願を聽きて其の如こと然して有か無かを知んとて日々に聖書を
調べたり　十二是彼に其中の人多くこれを信ずユダヤの貴なる婦人及び男子の信
じたる者も少からざりき　十三テサロニケのユダヤ人はパウロの言のベレアにも
傳りしを知また彼處に來て人々を動しめたり　十四是に於て兄
弟たち直にパウロを海に遣しむ然るにシラスとテモテは此地に留り
十五パウロを作ひし者かれを携てアテネに至る其人々はパウロよりシラス

十六　[illegible]に於て
十七　[illegible]に會堂に於て[illegible]人なると[illegible]と敵に及日々市に於て其路さ
十八　ころの者と論ず　時にエピクリアン及スイアの哲學者數人これと相論
り或人いひけるハ此囈言者なにを語んとする乎また或人いふ彼ハ異なる
鬼神を傳る者の如しと蓋パウロ復活にイエスと及び復活の事を宣しが故な
十九　り　彼て彼を引つれアレオパゴスに往て曰けるハ國が語る所の新奇しき教な
二十　我輩知せらるゝことを得るや　蓋の異聞を我輩の耳に入しが故に我輩ろ
二一　の何事なるを知んとすれバ也　凡て此アテンス人および其地に留れる人
二二　ハ惟新しき事をつげ或ハ聞事にのみ其日を過れり　パウロアレオパゴス山の中
に立て曰けるハアテンスの人よ我なんぢらが都市に鬼神を敬ふの甚しき
二三　を觀　われ途を行さ[illegible]輩が敬ふところの者を見しに敬ざる[illegible]にさ[illegible]
し一の祭壇を見出せり故に[illegible]輩が[illegible]下して敬ふ此者を我なんぢらに[illegible]さ

[illegible]

ん 二四 そは世界と其中の萬物を造れる神は天地の主なれば手にて造れる殿に住たまはず 二五 かつ萬人に生命と氣息と萬物とを予るものなれば何の缺たる所あるが如く人の手にて事らるゝものに非ず 二六 またこの一の血より萬の國の人を造り全地の面に住せ預じめ其時と住所の界とを定め給へり 二七 是人をして神を尋ね若や捜りて得しめんとなり然ど神は我儕各人を離るゝこと遠からず 二八 我儕は彼に頼て生また動き又在ことを得るなり汝等の詩人たちも我儕は亦その裔なりと云しが如し 二九 既に神の裔なれば神を金銀また石など人の工と巧を以て造れる者と均く思ふ可らず 三十 此愚昧なる時は神これを見逃し給へり然ど今は何處の人にも悉く悔改むることを命じ給ふなり 三一 そは神すでに日を定め其立たまひし人によりて義をもて世界を審判んとし此人を死より甦らせて衆の人に信ずべき證を予へ給へり 三二 彼ら死たる者の甦を聞て或人は嘲笑ひ或人は我儕この事を再び爾に聽んと曰 三三 是に於てパウロ彼等の中より出去

すコリント人にて聞し者も多く信じてバプテスマを受し者多かりき 主異
九 象にてパウロに曰けるは懼るゝ勿れ默せずして語れ
十 我汝と偕にあれば人汝を攻んとて害ふ者なし此邑には我の民多けれ
十一 ばなり 是に於てパウロ一年と六个月の間かれらの中に居て神の道を教へた
十二 り○ ガリオ アカヤの代官たりし時ユダヤ人心を合せてパウロを攻かれ
十三 を裁判所に曳至り 曰けるは此人律法に背て神を拜ことを人に勸る者
十四 なり パウロ口を啓んとせし時ガリオ ユダヤ人に曰けるは ユダヤ人よ若
十五 し不義奸惡の事ならば我爾曹より聽べき理なり 然ど若し言辭と
へ名字および爾曹の律法の論ならば爾曹みづから之を理むべし我かゝる事の
十六 審士たるを欲ず 遂に彼等を裁判所より逐出せり 是に於て凡のギリシヤ
十七 人會堂の宰ソステネを執へ裁判所の前にて杖責りガリオは此に關
十八 らざりき○ パウロ尚久く留り後兄弟に暇を告てシリヤに往
んとて船に乗しプリスキラとアクラも偕に往りパウロは誓願

に問て曰ふ　彼エペソに至て二人を其處に留め自ら會堂に入て
ユダヤ人と論ぜり　二十一人かれが久く留まんことを請たれども肯ハずして
暇を告て曰ひけるハ我この祭しまさに必ずエルサレムに於てなさざるを
得ず然ともし神許し給ハゞ復び爾曾に返べしと遂に乘船して
二十二　かゝるのち
につき彩して
にとり教會の安否を問て彼の
に下り　二十三　暫く此處に住て又出立ガラテヤ及びフルギヤの地を次に
歷て凡の弟子等を勵せり　二十四　茲にアレキサンドリアに生しアポロと名る人エペソに來れり　この人風よ
り出の道の教を受かつ心を熱して
り主の道の教を詳細に講ふ
二十五　かれ始て此會堂に於て傳らず聞りければプリス
キラとアクラ之を聞て彼を己が家に招き神の道を尚も詳細に說明せり　二十六
アポロアカヤに往んとせしかハ兄弟たち書を遣て弟子等に彼を歡迎
んことを勸かれ來て既に恩により信ぜし者を大に助たり　二十七　かれ聖書を

弱てイエスのキリストなるを知し人々の間にてユダヤ人を強く責たれば也

一 アポロのコリントに居る時パウロ其の方の境を經て上へに來り
二 弟子等に問て之に曰けるは汝等信ずる時聖靈を受しや答へ
三 曰けるは然れ聖靈アリ
四 ケるは汝等は何の洗禮を受しや曰けるは約翰の洗禮を受たり
五 パウロ曰けるは約翰は悔改めの洗禮を授けて民に人の後に來る者を信ずべしと曰り
六 聞て主イエスの名に入られたり パウロ彼等の上に按ければ聖靈
七 かれらに臨みて異なる語言を語かつ預言せり 其人凡十二人
八 パウロ會堂にいり憚らずして三ヶ月を經て
九 論じて神の國の事を論じ且勸て之を信ぜざる人かあり衆の人の前に其道を誹けれ
ば パウロ彼等を離れ弟子等をも離さずして日々テラノスと稱る人の講堂

に於て論ぜり　十　二年のあひだ如此ありしかばユダヤ人もギリシヤ人もアシヤに住める者ことごとくしゅの道を聞けり　十一　神パウロの手によりて奇
異なる能力を行ひ給へり　十二　即ちパウロの身に著たる手巾あるひは帶を取て病者に加ければ病へさり惡鬼へ出たり　十三　茲に諸所を遍行て呪をなせるユダヤ人あり惡鬼に憑れたる者に向ひ試に主イエスの名を唱て曰けるは我汝へパウロが宣る所のイエスに藉て汝に出んことを命じむ　如此
なせる者へユダヤ人なるスケワの七人の子になり　十四　惡鬼こたへて曰けるは我イエスを知またパウロを識り然ど汝等は誰ぞや　惡鬼
に憑れたる人衣等の上に躍上り之に勝て壓伏ければ彼等傷つけられ裸にて其家を逃出り　十五　此事エペソに住る凡のユダヤ人ギリシヤ人に聞えしか
ば彼等みな懼れ主イエスの名崇られたり　十六　また信じ者のうち多く來りて自ら白あらはし其行ひし事を說へたり　十七　また銀に魔術を行へる多の
者等し其書冊を集て衆人の前にて焚り其價を計て銀五萬なる事を知り　十八　主

の議論よりて勝を得こと斯の如し○ 二一 此事の竟し後パウロ、マケドニヤとアカヤを經てエルサレムに往んと心を決て曰けるは我かしこに往て後必ずロマをも見べし 二二 即ち己に事る者の中テモテとエラストの二人をマケドニヤに遣し己は暫くアジアに留りぬ 二三 この時その道について騒擾おこれり 二四 一人の銀工あり名をデメテリオと云 銀にてアルテミスの宮殿を造り工人等に利を得さしめしこと少からざりき 二五 この工人および己が業の類の者を集て曰けるは人々よ我儕の富るは此業に縁ることは爾曹の知ところ也 二六 此パウロ手にて作れる者は神に非ずと曰て衆の人を勧め惑し事にエペソのみならず殆ど全アジアに及べり是また爾曹が見聞ところ也 二七 恐くは我儕の業の賤めらるゝ耳ならず大女神アルテミスの宮も藐視られ全アジア及び天下の人の拜む所の其威光も亦滅べし 二八 彼等これを聞て怒に充され呼はり曰けるは大なる哉エペソ人のアルテミスよ 二九 是に於て邑こぞりて大に擾れパウロの同行者なるマケドニヤ人の

[illegible]を聞へ彼等をゆるして城門に進入り　パウロ大
の人々の中はいんさつしに弟子たちをなぐさめさとりき　また[illegible]の[illegible]か
[illegible]に彼と[illegible]ありて人々彼に聞し其自ら城門に入さらん
ことを求たり　其時ある人々[illegible]をいひ成人へ[illegible]かゝりけり[illegible]
みにはて火やへ[illegible]の[illegible]に[illegible]るかを知されば[illegible]是に於てゆめや人と[illegible]
ドサンテルに[illegible]ん[illegible]を聞ければ成人[illegible]の中より之を[illegible]しめアレキサ
ンテルを[illegible]し民に向て[illegible]なのんさせしが　彼等ろのゆめや人なるを
知が故に[illegible]なじく[illegible]を[illegible]て大なる設ヱペソ人のアルテミスとそ二時パ
かりの間さけびあへり　書記[illegible]人かな[illegible]て曰けるハヱペソの人々よ[illegible]
ペソハ天より[illegible]も大なるアルテミスの殿に[illegible]る色なるを知さる者あらん
や　此事へ設ずこと[illegible]されば間者[illegible]にして[illegible]に[illegible]を[illegible]べからず　夫こ
の人々へ殿の[illegible]にも[illegible]や[illegible]の女[illegible]を[illegible]す者にも[illegible]や[illegible]るに[illegible]これを
[illegible]れり　デメテリヤ及び[illegible]にある所の工人もし人を[illegible]るあらば[illegible]

五八 の日あり且方角あれば五に之を敍ふべし　もし他の事由について求る事
五九 あらば狀況に合ふ會に於て定むべし　われら今日の聚會に於て祭られ
六〇 んことを望る麵この會について祭べき言なければ　知恵がたりて會
六一 を散せり

一 聚會の定し後パウロハ弟子等をよび勸なぐさめ　[illegible]に往んとて
二 出立ぬ　二 夕の時を經るほくの野な良て人々を勸め　[illegible]に居り　三 此に
三 三ヶ月居りて後ユダヤに往らんとせしに　[illegible]人ユダヤ人[illegible]
四 ゲイクドロヤを通て還んと思なる者なり　四 彼と共にプロアよ迄送し者へ
五 ロスの子ソパトロ　及テサロニカの[illegible]アリストルコ　[illegible]
六 ドロの子ガイオ　[illegible]なり　五 此人等の先ら後
七 てトロアスに待て　[illegible]
八 て第五日にトロアスに至り彼等に從て其處に七日留れり　[illegible]
九 [illegible]

八 かたり絶つよりて夜半に至れり　九 彼等が集れる室に多の燈あり　ユテコと
名る一人の少年窓に倚て坐し熟睡り居しがパウロの道を語れること久
十 かりければ彼睡に因て三階より墜これを扶起もるに既に死り　パウロ下
十一 て其上に伏これを抱て曰けるへ騒勿れ此人の生命へ中にあり　十二
十三 歸てパウロ樓上りパンを擘て食ひ久しく彼等と語り天明に及て出立り
人々この少年を携へ其活るを見て甚く慰めり　十四 偖われら舟にのり先ちて
十五 アソスに向ろの端にてパウロを登んとせり蓋かれ陸より往んと自ら如此
十六 へ定もなり　十七 彼アソスに於て我等に遇ければ彼を登てミトレネに至り
十八 彼處より舟出して次日キオスの對に至り又次日サモスに着トロギリオム
に泊り次日ミレトスに至れり　蓋パウロ亞のアに時を費さゞる爲に舟に
て エペソを過んと意を定しがゆゑ他かく定しへ彼なるべくエペソ
スケの日エルサレムに在ることを望んと急だるに因○　十八 扨て彼へミレトス
より エペソに使を遣して教會の長老たちを召り　十八 彼等が來し時パウロ之

ヶ 第十七〇節 一千九百〇十一
コ 第十七〇節 一千九百〇十一
サ 第十八〇節 一千九百〇十一
シ 第十八〇節 一千九百〇十一

に曰けるは、我アシアに來りし初の日より常に謙卑の中に在て打ひし事は
聞分が知ところ也、即ち我すべての事に謙遜また淚を流しゆめ人の陰
謀により騷擾に遇て出に事へ、益ある事は隱す所なく之を宣て或は人々
の前或は家々に於て聞者に教へ、神に對ては悔改め主イエスキリストに
對ては信仰すべき事をゆめ人またやゆめ人に示せり、今は我心切り
てエルサレムに往かむこゝにて遇ところ如何を知す、たゞ聖靈既に我に示
していふ鎖縛と患難われを待りと、然ども我往べき道程を
又より大切とも思はず、なんぢら眼の前なる事みな我がこゝに我が命をも
惜ざる也、今われ知なんぢらの中を巡行て神の國を宣へし我面を此後
なんぢら再び見ざるべし、是故に我今日なんぢらに證す凡の人の血に於
て我の潔くして殺ることなし、蓋われ神の計を隱す所なく悉く聞者に宣
たれば也、故に聞者みづから慎み且なんぢら全體に立られて監督となな
れる其羊群を慎み主の己が血をもて買ひし所の教會を牧ふべし、蓋わ

が出んばこの船を捨てざるべからずなんぢらの中に入んことをおもはなり　然
なんぢらの中よりし者子等を己に從へんとて惜現なる言を語出すべ
こらん　然に眼眼眼眼せよ我三年のあひだ夜も晝も淚を流して各
人を教へたることを忘ふべし　見ずや神の恩ふ道ひつ凡の聞られし者の中
に於て我を用ゐに至る時あるべ及び其恩恵の道に今われ神者なる
われ人の金銀衣服を貪りしことなし　汝等わが我と共に働
き此の手にて我と我とに仕へし事を知ところ　われ所者も如此勞して弱者を
救け且主イエスの自ら言給へる言葉を心に記べきを
見の者に於て示せるなり　ペトロいとなりて人と共に膝
ひざまづきて祈りの時なりて之と接吻し殊に其言葉を見えじといひ
レ　ペトロ　ペトロ　ペトロ　ペトロ　ペトロ　ペトロ　ペトロ　ペトロ
(四)時間同じ　われら船を離れて直に船に上り　其直に上り永日目に
ゆゑ船より　に至り　ピニケに渡る月に因これに至て出　タブロ

なるんで其たなに過ぎトルに渡りロドに着り翌この處にて船の積荷を卸
さんとなりパタラ　四　我て彼等弟子たちを尋ねそこに七日とゞまれり彼等聖霊に
感じてパウロにエルサレムに往なかれと言ふ　五　彼ら親に七日を過しければ
我等出立て途につく彼等ら皆妻と共に我等を送て邑の外にまで送しが
共に浜に跪きて祈り　六　互に別を告げて我われらは船に登かれらは其家
に歸れり　七　我等タロより船に乗り親に向ひをはりぬ我て兄弟等の
安否を問かれらと翌に一日留り　八　次日いでたちてカイザリヤに至り福
音を宣べる者ピリポの家に入て共に留る彼ピリポは七人の一人なり　九　彼に四人
の処女あり預言者なり　十　われら數日こゝに留れるとき　アガボと名る
一人の預言者ユダヤより下り　十一　我等が所に來りてパウロの帶をとり己の
手足を縛て曰けるは聖の知らせエルサレムにあるユダヤ人の此帶の主を縛
て異邦人の手に付さんと言聖い　十二　の給へり　我等之を聞て我等と此地の人とも
こゝろ　彼にエルサレムに上るなかれと勧しに　パウロ答へるは何ぞ汝ら

ア 使徒一〇ヲ照
イ 使徒一〇十八
ウ 使徒二〇十
エ 使徒十七〇ヒ
十四 十五 十六 十七

分ちて彼の名を主イエスの名の稱にて祈るよう命ずべし
いんに彼るも亦甘ずる所なり　かれ彼を祈りけり　彼主の言の如く
彼と曰て止　既に數日を經て我等行　然ななし　エルサレムに上れり　か

十七 十八

イザヤの弟子等し數人われらと偕に行て我等をヤコブのもとに
認弟子の所にらさんとて其家に携ひ入る○　我等ヤコブのもとに
兄弟たち欣て我等を迎ふ　次日パウロ我等と偕にヤコブの所に入るに長

十九 二十 二十一

老等みな集まれり　パウロ彼等の安否を問ひ且神の己を用て異邦人の中に
行ひ給し事を一ヶ條ずつ詳かに說明せり　かれらこれを聽きて主を讚美
奉り　又曰ふ兄弟よ爾ユダヤ人の信ずしもの數萬なるを知かれらへ律法に熱心なる者

二十二 二十三 二十四

なり　なんぢ異邦人の中にあるユダヤ人に教てモーセを棄しめ且兒子に
割禮を行ふ勿れ例に從ふ勿れと言りと聞る者あり彼等これを聞たり　今
いかに爲べき多の人ヶ集れるを聞て必ず來らん　是故に爾われら
が言ところに從へ我等に誓願のもの四人あり　汝この人ヶを携へて己を潔

に盛ゆをなし代て其義を顯ひ彼等に語と殺ことを禁しめよ然れ人々なん
ほに就て閉じ耳みな聞にして爾が行ひを守て行へる事を知べし　答じた
る彼人にハ我僕すでに書をかき送て別る勿の事ハ守るに及ずたゞ偶
に祭し物と血と絞殺しまるものよび淫婦とを慎む可と定たり　翌てパウロ
ハ次日この人々を携へて之と偕に潔事をなし且かれら各人の爲に供物を
獻べき事と其期まで潔事の日を數さん事を殿に入て當　七日をはらん
と爲とき　アジヤより來りしユダヤ人パウロの殿に居るを見て凡の民を驚動し
め彼を執へ　喊呼けるハイスラエルの人々我等を助よ此人ハ廣く衆を
この民と律法と此處に逆ふ者なり又ギリシヤ人をも引て殿に入この聖所
を汚たり　曾かれら殿にエペソの人トロピモと云る者のパウロと共に城下
に在しを見てパウロ之を殿に引入しと疑へる由　是に於て聚集まりて
人々騒擾りてパウロを執へ之を殿より急出しければ直に其門を閉たり
彼等すでにパウロを殺るんとせし時あるいくヘルサレム騒亂たりとの

風琴手夫の話の長に聞えければ、彼たゞちに兵卒と百夫の長等とを率ゐ彼等の所に馳下れり彼等手夫の長と兵卒とを見てパウロを打ことを止めたり手夫の長近りてパウロを縛へ命じて二つの鎖にて之を縛ぜよの語たる又何事を行しかを問たり衆の人々のうちゝは彼事をいひ或は此事をいひけれ共に因て手夫の長その眞相を知ること能はず是故に命じて彼を陣營に曳往しめたり衆の人々は後に從ひて彼を殺せと呼きけり論爭するに因て陣營に及るとき兵卒パウロを負り パウロ曳れて陣營に入んとせし時手夫の長に曰けるハ我なんぢに語て可や否かれ答けるハ爾ギリシヤの方言を識るや 爾ハ數日前に騷動を起し四千人の盜賊を率て野に出しならず手夫パウロ曰けるハ我はユダヤ人にてタルソの人なり聞くハ我に語ることを我に許せ 手夫の長これを許けれはパウロ階の上にたち民に向て手を擧し其大に騷れるとき ヘブライの方言をもて彼等に語れり

一 人々兄弟および父等よ聞いよ我が辯んとする事實を聞け
二 彼等らのヘブルの方言にて語るを聞ていよ〳〵靜れり 三 パウロ曰ける
は我はユダヤ人にてキリキヤのタルソに生れ然して此城にてガマリエルの
足下にて教られ先祖の嚴なる律法に由て教られ神に熱心なりし事ハ今日
の爾曹すべての者の如なりき 四 われ此道に從ふ人を男女とも縛かつ獄に
解し死に至るまでに之を窘たり 五 即ち祭司の長と凡老會の人の我に就て
みな證をなす如し我彼等より兄弟等に遣る文を受ダマスコにをる者を
縛てエルサレムに引來り刑を受しめんとて彼處に赴けり 六 然ど我ゆきて
ダマスコに近けるに時は正午ごろ忽ち天より大なる光あり我を
環照せり 七 われ地に仆る其時サウロ、サウロ何故われを窘るやといふ聲を
聞 八 われ答けるハ主よ爾ハ誰ぞや我に曰けるハ我ハ爾が窘る所のナザレ
のイエスなり 九 我と偕に在しものは光を見て懼たり然ど我に語し者の聲を
聽ざりき 十 我いひけるハ主よ我なにを爲べきか主われに曰給ひけるハ

十一 既てダマスコに往すでに定りし間が為べき事ハ彼處に於て留に告べし
十二 ろの光の際に往て我みることを得ず成りれば我と偕に在る者の手に牽ら
十三 れてダマスコに至れり　この所に住る凡のユダヤ人の中に聚まるアナニ
十四 アといふ律法に順へる敬ふ人　我もとに來り側に立て曰るへ兄弟
十五 サウロ復び見ることを得よ我たちまちに目を舉て彼を見たり　彼また曰られ
十六 らの列祖の神へ爾に神の旨を知しめ義の義者を見させ其口より出る聲を
十七 聞しめん事を定め給へり　蓋なんぢ彼が為に其見聞せし事を以て凡の人
十八 に向ひ證人と為べければ祖　今なんぢ何ぞ躊躇ふ可んや　起て其名を
十九 ビアスマを受て其罪を洗たまへ　我エルサレムに歸り祈禱ひ居る時
二十 我心迷ひて我を見て曰ふ速に急ぎエルサレムを出よと　我いひける
二十一 ハ主よ我もこの事を信ずる者なり我へ或へ會堂にて之を繫ちことを彼等
二十二 へ知　また爾の證人ステパノの其血を流さるる時われ傍に立て其殺さる

るをがとし汝を殺さんとせり　主われに曰けるは往れ我遠く異邦人に汝を遣すべし　彼等きゝて此言に至るまで人類を捨て曰けるは此の如き者を地より去かれ汝に生命の有べき者ならざりき　かれら喧呼て其衣を投棄なげ塵を空中に揚げれば　千夫の長命じてパウロを陣營に引入しめ何故かく彼等がパウロに向て喧呼かを知んがため鞭ちて彼に問べしと曰り　かれら水鞭を設んとてパウロを引張りしとき彼ろの側に立る百夫の長に曰けるは汝かゝる人を鞭つは律法に當らや　百夫の長これを聞ゆきて千夫の長に告て曰けるは爾なすことを慎めよ此人はロマ人なり　千夫の長ゆきてパウロに曰けるは爾はロマ人なるや我に告よパウロ曰けるは然り　千夫の長こたへけるは我は多の金を費して此長爵を得たりパウロ曰けるは我は生れながら　是に於てパウロを拷問せんとせし者等たゞちに離けり千人の長ろのロマ人なるを知かれを縛しことを懼る○　翌て明日ユダヤ人の彼を訴たる故を確に知んと欲ひパウロの縛をとき祭

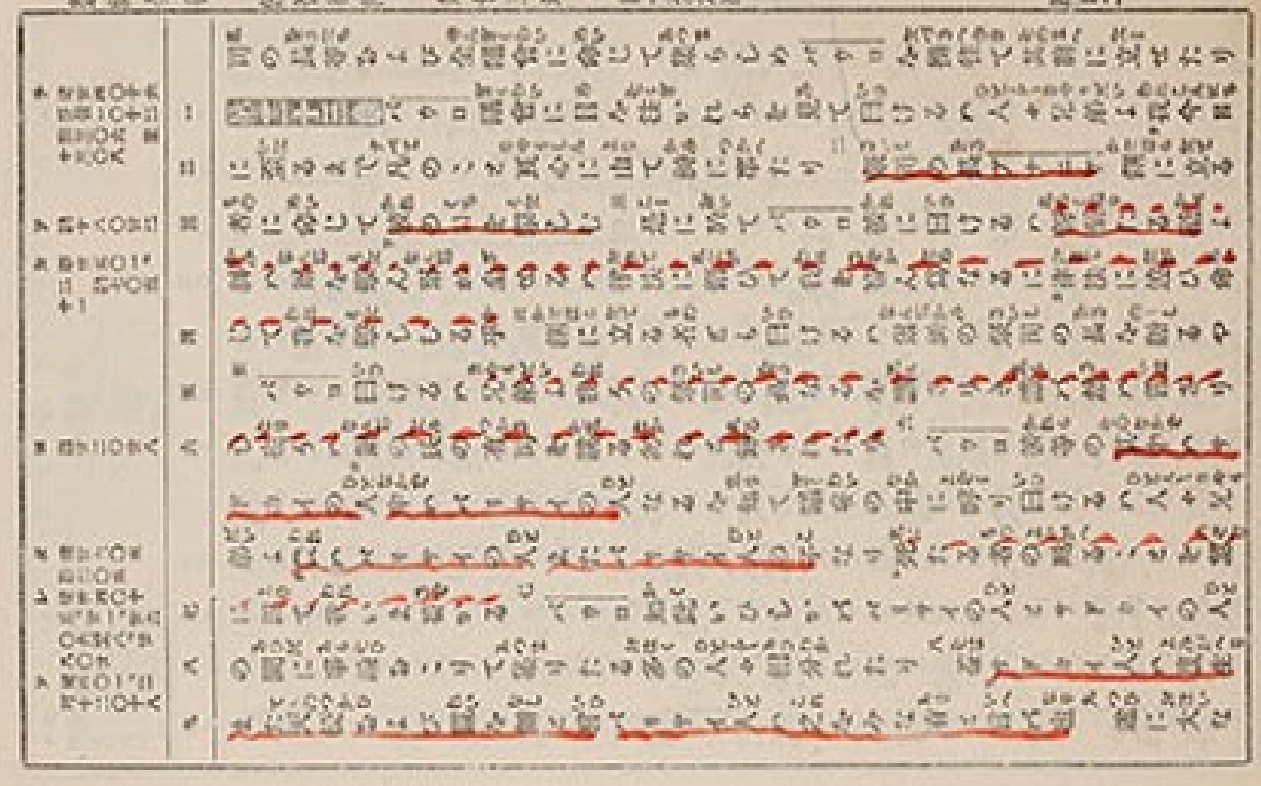

る喧嘩となりしパリサイ人の學者たち立て爭ひ曰けるは我輩この人の惡
こさを見すしも愛あるひは天使の樣に語し事あらんには我輩神に逆すべ
らざる也　原て大なる爭ひ起りれば千夫の長パウロが彼等に引裂れん事
を恐て兵隊に命じ彼等の中に下らせ之を奪とり陣營に引入しめたり○十二
その翌日パウロの前に立て曰給ひけるは パウロよ汝不敬に陥れに汝
パウロに謀ること殺者四十人に過べからず　切口に及てユダヤ
人黨を結び共に誓て曰けるは パウロを殺すまでは食物を喫まじ　この
誓を爲る者は四十人餘なり　かれら祭司の長および長老たちの所に來て
曰けるは我輩パウロを殺すまでは何をも食じと誓を立たり　是故に請な
んぢら議會と偕にパウロの事をなほ詳く訊る樣を作て千夫の長に告かれ
を曲會に來下らしめよ彼が近かざる前に之を殺さんと我輩すでに誓を爲
り　然るにパウロの姉妹の子この謀なきを聞て往て陣營に入パウロに告
パウロ請て百夫の長一人をまねき曰けるは此少者を千夫の長に携往こ

十八 の者われに告べき事あれば也　是に於て百夫の長かれを千夫の長に携往
て曰けるは囚者パウロ我を請て此少者なんぢに告べき事あれば之を聞に
十九 携往ん事を願へり　千夫の長ろの手をひき靜なる處に延ゐて問けるは
二十 汝我に告んとする事は何ぞや　彼いひけるはユダヤ人パウロの事なな
二一 ほ詳く問る様を作て明にこひ明日かれを議會に皮下るんことを願ひ　然
二二 れかれらが言に從ふ勿れ蓋ろのうち四十人餘の者パウロを殺すまでは
二三 食ず又飲じと共に誓て保保し今すでに其誓願をなして罪の對か絶り　千
二四 夫の長少者に謂て此事を我に告しと人に語る勿れと囑付て之を去しめ　又
二五 百夫の長の二人を召て騎兵二百人騎兵七十人矛を執る者二百人を備へ今
二六 夜第九時にカイザリヤに往かつ畜を備てパウロを乘しめ之を護て方伯
二七 ペリクスの所に送るべしと曰　また左の如き書をかき認たり　クラウ
二八 デヤ、レフス敬て尊き方伯ペリクスの安を願　この人ユダヤ人に執れ
二九 て殺されんとせしを我ろのコマ人なるを聞しにより兵隊を率ゐて之を

を捨り　二人等が訴る故を知んと欲ひ之を其議會に引下しめ　彼が訴られしへ惟かれらの律法の論に關るのみにて其死に當るべく或は縛るべきの故を見さる故なるにユメヤ人これを聞んせんと計よし其事われに現れしにより直に之を爾の所に送れり又かれを訴む者等に命じて其訴る所を爾に命じめんとす○三日に到て我等へ命に從ひてパウロを携へ夜の中にアレ

三日に至り　明日晴天をもてパウロを共に往しめ其訴の者へ陳答に從れり　最我へメイヂリヤに至り書を方伯に呈しパウロを其前に立しむ　方伯書を讀終りて彼に其國を問キリキヤの者なるを知て　曰けるへ

「爾を訴る者の此に來らん時われ爾に聽べし」に命じて之をヘロデの公館に於て守らしめたり

第廿五章　五日を經てのち總督フエストスへ教徒等および一人の祭司長

一　ルと共に下てパウロを方伯に訴ふ　二　パウロ召出されも時デルト

ルス國の城を發て曰けるへ　我もなんぢに由て太平

を得かつ此國へ國の発見に帰て其に改よりたれば時に聞ひ地に聞ひて聖
聞せざるなし　四今われ欲て聞な聞ぐる事なせじ聞ふらく聞て我が伴
を聞たまへ　五言われら此人を見に疫病の聞ひ天下のユダヤ人み誤せり且
かれパウロ家の首にて　六また聞なも聞んさせり我僧これを聞わが律法
に聞ひて聞を聞んと欲ひしに　千夫の長ルシアス来て我僧の手より聞て
之を事さり　八彼を聞るあきして命じて聞の所に来しめたり聞かれを聞パ
我聞が聞る所を聞く知べし　九ユダヤ人も共に聞へ曰けるへ此事のこと聞
に然り○　十方伯首なして言しパウロに聞しめれば聞こたへけるへ聞が
多の年この民の聞官たるを我よるが聞に自らの事情を聞ることを喜べり
十一聞ふらん我聞の時に十二日にエルサレムにたしより聞たる十二日のみ　十三此事へ
我が聞に就て人と事論をなも又會堂あるひは城下に就て人かと聞しる事
を事と見ざるべし　且かれらが今われを聞る所の事へ聞証を立て之を聞
すること聞へに　十四然ど我この事を聞に聞まん夫われへ使事が異端と聞る

道に循ひ我が列祖の神に事へ悉く律法と預言者の書に録されし事を信じ
十五 かつ義しき者と義からぬ者の甦る事あるべしと神に頼て望めり即ち彼等が
望む所と異なるなし 十六 此に因て我つねに自ら勵み神に對ひ人に對て良心
の責なからんことを務るなり 十七 われ數年を歷たりしのち我民に施濟をな
し又献物をなさん爲に歸たり 十八 我すでに清潔て此等の事を行ふ時アジア
より來しユダヤ人等殿に於て我が人を聚ることをせず亂をも起ざるを
見たり 十九 もし我を訟べき事あらば彼等なんぢの前に來て訟ふべし 二十 或は又かれ
議會の前に立るとき呼りて死たる者の復生の事に就われ今日爾曹に審判
るゝといへる此一言の外に此人々もし我が不義ありしを見ば言べし○ 二十二 此道
に就てペリクス詳細に其道を知ければ彼等を遲しめんとして曰けるは千
夫の長ルシアスの下らん其時われ悉く爾曹の事を究べんと 二十三 百夫の長に
命してパウロを守しめ且これを寛容にし其友の來りて事るを禁ぜ
ざらしむ○ 二十四 數日の後ペリクス其妻ユダヤ人なるドルシラと共に來りパ

二五 パウロを召て其キリストを信ずる道を語るを聽パウロ公義と節制と來たるべき審判とを論ぜしかバペリクス懼て答ける汝今暫く退け我機時を得
二六 バ汝なんぢを召ん　パウロよりの金を得んことを望む故に屢次かれを召て共に語れり
二七 斯て二年を經へ我ポルキオスフエストと云る者ペリクスの職に代たりペリクス猶ユダヤ人に歡んと欲ひてパウロを獄に繫
なけり

第廿五章

一 ポルキオスフエストハ任國に至て三日の後エルサレムよりカイザリヤに下れり
二 時に祭司の長等とユダヤの尊重たる者等パウロを我に訴へ且
三 これを途にて誅殺さんと欲ひ我に願ひて此人を送ることを願
四 いムに答へんことを請ベストス答て曰けるハパウロハ守られてカイ
五 ザリヤにあり我も速からず彼處に赴くべし　故に當官のうち權威ある
六 者ども我と共に下り彼について訴へきこと有バ訴へよ　ベストス彼等の
中に十日餘とゞまりてカイザリヤに下り明日審判の座に坐り命じてパウ

七　四を殺害しむ。パウロの死れる時ユダヤ人等かれを
　　立腹み怒を立ることなかさる多端の虚説なもて訴なせり。パウロ説
八　訴げるハ我いまだユダヤ人の律法および敵またカイザルにも違犯せる所な
　　し。ペストスユダヤ人に取んとしてパウロに答て曰けるハ爾エルサ
九　レムに上り彼處に於て此事につき審判を我前に受んことを望むや否。パ
十　ウロ曰けるハ我今カイザルの審判の座に立この處に於て審を受るハ當然
　　なり我ハ爾が明かに知る如くユダヤ人に不義を為しことなし。十一もし不義
十一　を行ひて死に當るべき事なきさハ我ハ死を免るることを願ハに若われを
　　訴る所のこと虚きときハ其恩に任せて我を彼等にわたし得る者なし。十二ハ
十二　ベイザルに上訴せん。是に於てペストス議事官と相議したへて曰けるハ
十三　爾カイザルに上訴せんと願へり。カイザルに往べし。○数日を經て後ア
十四　グリパ王およびベルニケペストスの安否を問んとてカイザレヤに來り
　　彼處に留れること久かりしかハペストスパウロの事を王に告て曰けるハ

[イ]第廿四章十七　[ロ]第廿四章十一

十六　獄に一人の囚者あり即ちペリクスの遺置し所なり　我エルサレムに往
十七　しき祭司の長とユダヤ人の長老たち之を訴へて彼に知んことを求へり
十八　われ使徒に於けるへ訴られしもの己を訴しあに動て其訴る所を分理べ
十九　き罪を未だ得ざる先に之を死に付るハロマ人の例に非ず　是に於て諸
二十　この處に來集れり我しロを延ことをせず次日審判の座に坐りを命じて其人
二十一　を曳出さしめたるに　訴おもむく立て之を訴しが其事わが認識りし所に
二十二　へり　怪がれらは鬼神を敬ふ己が認さパウロが生りさいふ或に死し一人
二十三　のイエスとに於て爭論をなし訴ふ訴むものみ　我これらの質訊に惑けれ
二十四　パウロに對ひ謂エルサレムに往上事につきて彼處に於て審判を受ること
二十五　を願ふや否と問しに　[ハ]アグリパストの質訊を受んとして聽れんことを願
二十六　しに聞われ命じて之をカイザルに送るまで守らせ置り　[ニ]アグリパベス
二十七　トスに曰けるへわれもまたこの人に聞んことを願なり明日ない
二十八　んぢ之に聽べし　是に於て明日アグリパとベルニケ大に威儀を飾さた

りて千人の長等及び色の著き人々と共に公堂に入る　パウロ　ベストス
の命に由て出でさる　二ベストス曰けるは　アグリッパ王及び凡て我等と
共にある人々よ　汝等この人を視なるべし　ユダヤの衆の人々エルサレムに
於ても此の所に於ても我に向て彼は此のち生べき谷に存すと
呼ばべり　三然ど我これを覩て其死べき事なき事を知り且かれ自ら
アウグストに上訴せんと願によりわれこれを送らんことを定たり　四我こ
れに就て我が主上に奏すべき實情を得ず故に我これを質して奏すべき事
を得んがため囚人の前よりも然るにアグリッパ王なんぢの前に出せり　五
ちへ囚者を解るに其罪狀を明らへざるは理に合はずと意へば也

一　アグリッパ　パウロに曰けるは　汝が自己の爲に陳る事を許たり
是に於てパウロ手を伸かれらが鎖を繫んとして曰けるは　二　アグリッパ王
よ我ユダヤ人に訴られし事につき今日なんぢの前にて陳ぶることを得
が故に我を幸なる者とす　三殊に幸なるはユダヤ人の例と疑等が論する

[illegible]

所の風俗を悉く知たまふ事なり是故に願くへ耐心て我に聽たまへ 四 我が
幼時よりエルサレムにて我國の中に在て初より如何に生活し
かユダヤ人みな知なるべし 五 もし證を爲んとせば彼等へ素より我
儕に我儕の教の中にて最も嚴き所に從ひたるパリサイ人なりし事を知り
今われ立て我儕の先祖等に神の約束し給ひし事の望につきて鞫かるゝ也 七
この望へ即ち我儕の十二の支派の夜も晝も耑ら神に事て得んとする者な
りアグリッパ王よ此望の爲に我へユダヤ人に訟られたり 八 爾等すでに死し
者を甦らせ給ふと云とも豈奇なんぞ信じ難しとする乎 九 我も素ナ
ザレのイエスの名に逆はんため多の事を行ふべしと思へり 十 エルサ
レムにて此事を行り即ち祭司の長等より權威を受て多の聖徒を獄に入ま
た彼等の殺さるゝ時我これを可とせり 十一 且諸會堂に於て屢次これを罰し強て褻
瀆ことを言しめ且甚く之に怒て外國の邑にまで窘迫べり 十二 此
とき祭司の長等より權威と命令を受てダマスコへ往しに 十三 王よ其途にて

正午われ天より光あるを見たり日よりも輝きて我および同にゆくものを照せり　我倒れみな地に伏る其時ヘブライの言にてサウロ、サウロ、何ぞ我を窘るや汝なんぢ刺ある鞭を蹴ること難しと我に語れる聲を我きけり　我いひけるは主よ汝は誰か主こたへけるは我は汝の窘るところのイエスなり　汝起て立よ我なんぢに現るゝは汝を立て役とし又なんぢが既に見し事と我が爾に現れて始きん其事の證人と爲んがため也　我なんぢを守て此民および異邦人のもとより拯ふべし今なんぢを彼等に遣すは彼等の目を啓き暗を離れて光に歸し撒旦の權を離れて神に歸せしめ又彼等をして我を信ずるに因て罪の赦と贖られし者の中に列して聖を受ることを得せしめんが爲なり　是故にアグリパ王よ我この天の顕現に背かずして　先ダマスコ、エルサレムの人や次にユダヤの全地および異邦人にまで悔改に符ふ行をなして罪を離べき事と神に歸すべき事とを宣へたり　此等の事に由てユダヤ人われを殿にて執かつ我を殺さんとせり　然して我へ神の佑

十四 正午われ天より光あるを見たり日よりも輝きて我および同にゆくものを照せり　我倒れみな地に伏る其時ヘブライの言にてサウロ、サウロ、何ぞ我を窘るや汝なんぢ刺ある鞭を蹴ること難しと我に語れる聲を我きけり　我いひ

十五 けるは主よ汝は誰か主こたへけるは我は汝の窘るところのイエスなり　汝起て立よ我なんぢに現るゝは汝を立て役とし又なんぢが既に見し事と

十六 我が爾に現れて始きん其事の證人と爲んがため也　我なんぢを守て此民

十七 および異邦人のもとより拯ふべし今なんぢを彼等に遣すは彼等の目を啓き

十八 暗を離れて光に歸し撒旦の權を離れて神に歸せしめ又彼等をして我を信ずるに因て罪の赦と贖られし者の中に列して聖を受ることを得せしめんが爲なり　是故にアグリパ王よ我この天の顕現に背かずして　先ダマスコ、エルサレムの人や次にユダヤの全地および異邦人にまで悔改に符ふ

十九 行をなして罪を離べき事と神に歸すべき事とを宣へたり　此等の事に

二十 由てユダヤ人われを殿にて執かつ我を殺さんとせり　然して我へ神の佑

を久今日に至るまで證するようなく小き者にも大なる者にも證なせり
我言さころへ預言者およびモーセが許家ならず成んと言しことに外さ
るへなし　即ちキリストの苦難を受死しその復生の始となり光を此民
と異邦人に傳ふることを　パウロが如此うつたへける時ペストス大聲に
曰けるへパウロよ汝は狂氣せり　過學問をして狂氣せしめたり　パウロ曰
けるへ我も狂氣せるにあらず　我言さころへ眞實にして
證なるものより認るなり　汝此事の事情へ王よく知たまへば我はとから
すして王の前に語れり　是これらの事へ人目に隱されたるに非ざれば王に隱
るゝ所なしと信ずれば　アグリッパ王よ豫言者の書を信ずる乎われ
汝の信ずるを知　アグリッパパウロに曰けるへ汝われを勸て基督キリス
トと成んとす　パウロ曰けるへ言長にせよ言短にせよ
我の願なんぢ等なるかやうにわれば縛るこれのみならず我願はくしも聞こと
かゝるごとくなりんことを願に聞よなり　如此かたり畢しとき王と方伯及び

ペルコヶ父さしに盡せし人々聞て曰く　二　祝福て曰けるハ此人ハ死べき者と經驗にかゝる所ことを殺さる由　アダリヤ　ペストスに對ひ曰けるハ此人ハしかゝりに上おぜんと自ざりしならハ此おかたに赦なり

一　[illegible]已にイタリヤへ往ることに定りけれハ彼等パウロ及び他の囚者等をアウグスト隊の百夫の長なるユリアスと名る者に付せり　二　是に於て我等アドラミタヨムの舟に登て岸マ[illegible]ドニヤのアサロコヶ人アリスタルコ我輩と倶に在き　三　次日シドンに着リユウリアス敬愛にパウロを待ひ彼に朋友の所へ往て其供給を受ることを許せり　四　我輩また彼處より舟出せしが風の逆ふに因てクプロの嶺下の方に進り　五　キリキヤとパムフリヤの海を過てルカヤの港なるミラに至り　六　此處にて百夫の長イタリヤへ發するアレキサンドリアの舟に遇て我輩を之に登たり　七　多日のあひだ舟の行ること遲く僅にして[illegible]ニドスに到へる風に逆り風の順ならざるに因てサルモネを過クレテの風下の方なる

八 り　信にして其岸に沿ひクサイアの色に近き處と名る處に至れり　八時
九 を經ること既に久しく斷食の期も過ぎれば舟路の危險により パウロ諫て
十 曰けるは人々よ我意ふに此舟路へ損害多かるべし船に積荷と舟のみならず我等の生命にも及ぶべし　然るに百夫の長へパウロの言ところよりも船長
十一 と舟主の言を信じたり　十二 日この港へ冬を過すに便宜らず是故に若ピニクスに至り彼處にて冬を過すことを得んかと定たる者多ほ
十二 しピニクスへアンテの港にて西南の風と西北の風と其岸に沿て吹ところあ
十三 時に南風靜に吹れば目的を得たりと意ひ錨を揚てアンテに向て走
十四 しに　未幾　ユロクレドンと稱る狂風島より物凄り　船を駆去れば之
十五 に抗ふことを得ず我等ち風に任て　遂にクラウデと云る島の風下の
十六 方へ駆ゆき僅にして小艇を救む　既に揚上しのちかれら綱をもて大船の腹を纏かつ沙に乗出んことを恐れ筏を下して流れたり　風民き
十七 により て大の日水夫ら食物を斷つ　十八 第三日に至てへ我等てづから舟具な
十九

二十　驚つ　爾て多日のあひだ日し重し見守して彼風ふきあてければ彼舟つひ
に救るべき望た失たり　二一　人々久く食せず　パウロ彼等の中に立て曰ける
へ人々よ爾我言に我聽を給へしかとり航海するとなくして此損害と失
二二　かある所はすなりし　今われ爾等に勧む爾等の中一人として生命を失
ふ者なし惟船なん失ふことあんのみ　二三　蓋わが屬する所わが事る所の神の使
者この夜わが側に立て　二四　パウロよ懼るな汝は必ずカイザルの前に立べ
し且時の爾と倶に航海する者なん恐くは爾に賜と曰り　二五　故に人々勇めや如
此われに語り給へる如く必ず成んと我神を信ずればなり　二六　われら必ず一島
に漂上られん　然て第十四日の夜に至り我海アドリヤの海に飄ふ故中ご
ろ水夫ら陸に近けりと覺ひて　二七　水を測しに二十尋を得たり少し進て又測
しに十五尋なりたり　二八　石に觸んことを懼れ船より四の錨を投て天明を
待ひぬ　二九　水夫ら船より逃んとして船より錨を投す狀なりし小舟を海に
下ければ　三〇　パウロ百夫の長と兵卒に曰けるへ此人々もし船に留らずば爾

四三 曾教るまことを捨じ是に於て長卒らは小船の害を脳みり其逃るまに任た
四四 り　夜の明んとする時パウロルの人々に食せんことを勧て曰けるは曾
四五 待わびて食せざりしこと今日にて已に十四日なり　故に我なんぢらに食
せんことを勧ろへ飲み得べき勧となる可れば髮一毛も亡ることなし
四六 曾の言より脳ざるべし　如此かたりてパンを取れたの人の前にて神に謝
四七 しこれを裂て食しはじめれ　衆等も心安んで食せり　船に乗る所の我等合
四八 て二百七十六人なりき　既に食して飽けれは穀物を海に棄て船を軽せり
四九 夜あけて其地へ識されど一の海濱を見たり此に到岸あり船へ至ること
五〇 を得れば彼等に船を島んとはり　船を解て錨を海にすて舵縛を解め帆の
五一 をあげ風に順ひ浜辺を望て走もに　時の波交る處に至りて船を淺に乗あ
五二 げ船へ固定て舳ア船へ波の勢に破られたり　是に於て兵卒ら囚人の
五三 逃きれん事を恐れこれを殺さんと勧む　然れども百夫の長パウロを救ひ
五四 其勧を留かつ泳得る者へ先水に飛いり　ろの他へ板へ板あるひへ船の時

次に歩て厚に至んことを命じたり此の如く行すくはるゝ事を得て厚に至れり

一　救済すでに教を得て後りの島の名をメリテと称ることを知れり　二　蛮人も非常ならぬ情分なく降雨と寒とにより火を焚て我等旅人を待遇せり　三　パウロ薪を集て火に投しに火熱により蝮いで来て其手に絡り　四　蛮人ら蝮の其手に懸たるを見て互に曰けるは此人は正く人を殺しし者ならん旅路より逃たりと雖も天現らの生ることを容さざる由　五　パウロ蝮を火の中に振落して害を受ることなし　六　彼等パウロを欺ひて其腫るか或は急ち仆て死ることあらんと思ひに久く待へども彼に害の及ざるを見て其人を神なりと謂り　七　島の長をプブリウと名く此人に己が有る田地あり我われらを招て懇厚に三日留らせたり　八　時にプブリウの父熱さ痢病を患ひて臥居しがパウロ彼の所に至り祈て手を其上に按これを醫せり　九　此事ありしかば島にある所の他の病者等も来て醫されること

イ　十五、十六の節。
ロ　十七、十八の節。
ハ　十九、二十の節。
ニ　二十一、二十二の節。
ホ　二十三、二十四の節。
ヘ　二十五、二十六の節。
ト　二十七、二十八の節。
チ　二十九、三十の節。
リ　三十一、三十二の節。
ヌ　三十三、三十四の節。
ル　三十五、三十六の節。
ヲ　三十七、三十八の節。
ワ　三十九、四十の節。
カ　四十一、四十二の節。
ヨ　四十三、四十四の節。
タ　四十五、四十六の節。
レ　四十七、四十八の節。
ソ　四十九、五十の節。
ツ　五十一、五十二の節。
ネ　五十三、五十四の節。
ナ　五十五、五十六の節。
ラ　五十七、五十八の節。
ム　五十九、六十の節。
ウ　六十一、六十二の節。
ヰ　六十三、六十四の節。
ノ　六十五、六十六の節。
オ　六十七、六十八の節。
ク　六十九、七十の節。
ヤ　七十一、七十二の節。
マ　七十三、七十四の節。
ケ　七十五、七十六の節。
フ　七十七、七十八の節。
コ　七十九、八十の節。
エ　八十一、八十二の節。
テ　八十三、八十四の節。
ア　八十五、八十六の節。
サ　八十七、八十八の節。
キ　八十九、九十の節。
ユ　九十一、九十二の節。
メ　九十三、九十四の節。
ミ　九十五、九十六の節。
シ　九十七、九十八の節。
ヱ　九十九、百の節。
ヒ　百一、百二の節。
モ　百三、百四の節。
セ　百五、百六の節。
ス　百七、百八の節。
イ　百九、百十の節。

十　たり　かれら船を原して我例を敬ひ又入用の時に臨て我等が如てかなへ
十一　四船なる船れり　我等三ヶ月を経てのち此島にて冬を過しアレクサンドリヤの
十二　船なるアルキシヤンドリヤの船に登いでゝ　アラタに第三日とゞまれり
十三　敬虔より回てレギヨに至り一日を経て南風起れば翌日プテオリに至
十四　り　兄弟等に請かれらが請に任て七日とゞまり而してロマに往○　ロマ
十五　の兄弟たち我等の事を聞アピヨポロムおよびトレイスと云る路に来て我等
十六　を迎ふパウロ之を見て神に謝し其心に力を得たり○　我等ロマに至
十七　るに百夫の長我等囚人を主管する長官の長に交せり然るパウロ　人ひと
　　ゝ　我と共に居ることを許されたり　三日を経て我パウロ、ユダヤ人の
　　重なる者を召集む彼等の集れる時これに曰けるは　人々兄弟よ　我いま
十八　民族または先祖の例に逆て何事なし然るにエルサレムより囚人
十九　となりてロマ人の手に付されたり　ロマ人すでに我を審たれど死べき罪
二十　なきが故に我を釈さんと欲へり　ユダヤ人これを拒しにより我已ことを

ヘ 使徒二〇〇
ト 使徒一〇〇
チ 使徒一〇〇
リ 使徒二〇〇
ヌ 使徒二〇〇
ル 使徒二〇〇

二十 得ずしてカイザルに上告す然れども我が國の民なれば我にへ訴ず　第に因て我なんぢらに合とともに語んことを請るなり蓋われイスラエルの望の爲に此鎖に繋るれば也　彼等いひけるへ我儕ユダヤより書信を受ずまた兄弟たちの來し者も爾に就て何の惡事あるを我儕に報ずまた語し者なし　然ど我儕なんぢの意ふ所を聞んとす蓋われら此教にては到る處にて人の謗るを知ばなり　既に定たる日に及て多の人パウロの館に來れり朋ウロ朝早より暮に至るまで神の國の事を證し且つ之を勸しイエスの事を證て彼等を勸たり　其間に起て之を說ける者あり或信ずる者もありて　互に相合ざるにより途に散けり其語かんとせし時パウロ一言を語けるへ聖靈預言者イザヤに託て我祖の先輩等に語し言ちの言に云　なんぢ此民に往て告よ聞聞へ聽ども聽らず視ども見ず　蓋この民目にて見耳にて聽心にて悟り寄改て我に醫るれん事を恐れ其心を厭し耳を塞ぎ目を閉たりと　是故に神の救知べし彼の

教へ異邦人に遣られ教導へ之を聽ん　パウロが此言を言畢る時ユダヤ人
大なる爭論をなせり○　茲てパウロ滿二年に居もこと
數年すべて來り見んとする者を接て　拒らず神の國をのべ主イエス
キリストの事を教て授げらるゝこと憚りき

聖約全書使徒行傳　畢

ヨハネ八〇十二
ヨハネ〇十九